

NOTICE OF THE 161 ST ORDINARY GENERAL MEETING OF SHAREHOLDERS

第161回 定時株主総会 招集ご通知

Nitto

Innovation for Customers

日東電工株式会社

証券コード 6988

経営理念



Nittoグループの使命（Mission）、
その実現に向けた考え方を示すVision、
さらには実践すべき価値観で
形づくられたThe Nitto Way。
これらを体系化したものが、Nittoグループの経営理念です。

Mission

新しい発想で
お客様の価値創造に貢献します。

Vision

Creating Wonders

Nittoブランドについて

Nittoは1918年の創業以来、常にイノベーションを起こし続け、
お客様に驚きと感動を提供してきました。
Nittoはこれからも世界中のあらゆる業界でお客様の価値創造に
貢献していくことを約束します。

ブランドマーク

Nittoのブランドマークは、Nにしなやかなアクセントを置き、Nitto
が変化を契機に、戦うフィールドやエリアを大胆に変え、自らが変化
しながら新しい価値を提供していく企業であることを表現しています。

Nitto
Innovation for Customers

ブランドスローガン

Nittoグループは常にお客様のことを第一に考えて、新しいものを生み
出してきました。その思いがブランドスローガン「**Innovation for
Customers**」に込められています。

The Nitto Way



安全

安全をすべてに優先します。



持続可能性

社会や自然との調和に努め、
持続可能な未来を切り拓きます。



多様性と人権

誠実さと謙虚さを大切に、
すべての人々の多様性と権利を尊重します。



お客様

地球環境、人類、社会もお客様と捉え、
驚きと感動を提供します。



変化の先取り

現場に身を置き、
変化を先取る力を磨きます。



チャレンジ

失敗を恐れず、チャレンジし続けます。



三新活動

三新活動を通じ、
イノベーションを起こします。



ニッチトップ

ニッチトップ製品を
One-Nittoで創出します。



スピードと完成度

スピーディーに動き、
チームワークでやり遂げます。



組織風土

オープン・フェア・ベストで行動します。



自己変革

一人ひとりの成長がチームの成長に
つながると信じ、自己変革に努めます。



当事者意識

一人称で考え、主体的に行動します。

大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号
〔 本社事務所
大阪市北区大深町4番20号 〕

日東電工株式会社
取締役社長 赤木 達哉

株主各位



第161回定時株主総会招集ご通知


拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、**5ページから6ページまでのご案内**をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

 場 所 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
※末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。

報告
事項

1. 第161期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件



目的事項

決議
事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬（業績連動型譲渡制限付株式報酬）に係る報酬等の額決定の件

インターネットでの開示に関するご案内

- 当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。電子提供措置事項については、下記のURLやQRコードからアクセスいただけるウェブサイトに掲載しております。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記のウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。株主総会会場での株主総会資料の閲覧をご希望の株主様は、スマートフォンやタブレット等、インターネットにアクセスできる機器をご持参のうえ、ご出席をお願いします。

特設ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6988/tei/j/>



当社ウェブサイト <https://www.nitto.com/jp/ja/ir/shareholdersmeeting/>

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名(会社名)に「日東電工」、またはコードに「6988」を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択

ライブ中継・事前質問のご案内

ご自宅等でも本株主総会の様子をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。また、事前質問もお受けしていますので、是非ご利用ください。

詳しくは、7ページから8ページまでおよび同封の書類をご参照ください。

本株主総会終了後に、ご来場の株主様には会場にて、ライブ中継をご視聴いただいた株主様にはアクセスした画面にて、株主アンケートを行います。

ご協力いただいた方の中から抽選で **200名様** に、

「KYOTO COFFEE マグ」

「日東堂ロゴ巾着」をプレゼント！

※ 発送は7月下旬を予定しております。

※ 「KYOTO COFFEE」「日東堂」は、当社グループの登録商標です。



インターネットによる議決権行使のご案内

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

※ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のインターネット接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

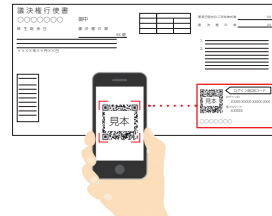
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

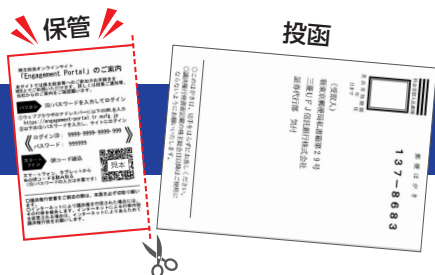
機関投資家の皆様は、上記インターネットによる議決権行使以外に、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



ライブ中継・事前質問のご案内

議決権行使書を投函される場合は、切り取っていただいた副票をお手元に保管ください。

※副票に手続きに必要なログインID・パスワードなどが記載されています。



ライブ中継のご案内

本株主総会の様子をご自宅等からご覧いただけるよう、株主の皆様に向けて株主様専用サイト「Engagement Portal」よりライブ中継を行います。なお、**ご視聴いただく株主様は、当日の決議へのご参加やご質問等を行うことはできません。事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

中継日時

2026年6月19日(金)
午前10時から
株主総会終了時まで

※開始時刻30分前から接続可能となる予定です。



事前質問のご案内

株主様専用サイト「Engagement Portal」より、本株主総会の報告事項および決議事項に関して、株主の皆様からの事前のご質問をお受けしています。いただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の特に高い事項につきましては、株主総会議場または後日当社ウェブサイト (<https://www.nitto.com/jp/ja/ir/>) にて回答もしくはご紹介をさせていただく予定です。

受付期間

本招集ご通知到着時から

2026年6月9日(火)
午後5時まで

※ご質問への個別回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

注意事項

- ※ご来場いただく株主様のプライバシー保護のため、ライブ中継は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。
- ※何らかの都合により、ライブ中継を行わない場合もございます。その際は、当社ウェブサイト (<https://www.nitto.com/jp/ja/ir/>) でお知らせいたします。
- ※ご使用のパソコンやインターネットの接続環境により、映像や音声に不都合が生じる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ご視聴等に伴う通信料金は株主様のご負担となります。



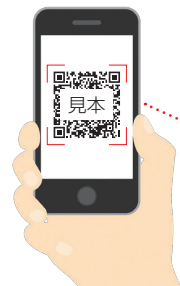
ライブ中継・事前質問ウェブサイトのご案内

株主様専用サイト
「Engagement Portal」

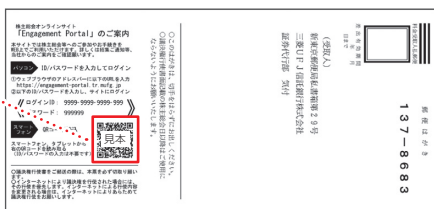
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



スマートフォン等で上記URLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込む方法により、アクセスのうえご利用ください。



■ 議決権行使書裏面



■ ライブ中継・事前質問選択画面



事前質問は
こちらへ

ライブ中継は
こちらへ

※画像はイメージです。

議決権行使書裏面のQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくか、上記URLへアクセスのうえ議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

お問い合わせ先

1 Engagement Portalのログイン方法について

三菱UFJ信託銀行株式会社 Engagement Portal サポート専用ダイヤル **☎ 0120-676-808**

受付時間

土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで / 通話料無料
※株主総会当日は午前9時から株主総会終了時まで

2 当日のライブ中継（視聴不具合など）について

株式会社ブイキューブ コールセンター **☎ 03-6833-6274**

受付時間

株主総会当日午前9時から株主総会終了時まで

スマート招集のご案内

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

<https://p.sokai.jp/6988/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。



Reference materials

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとし、また財務体質の強化と技術革新や事業展開に備えた先行投資、内部留保にも配慮したうえ、利益状況、配当性向等を総合的に勘案して配当を行っております。当事業年度の期末配当は、次のとおりといたしたいと存じます。なお中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、年間配当金は60円となります。

期末配当に関する事項

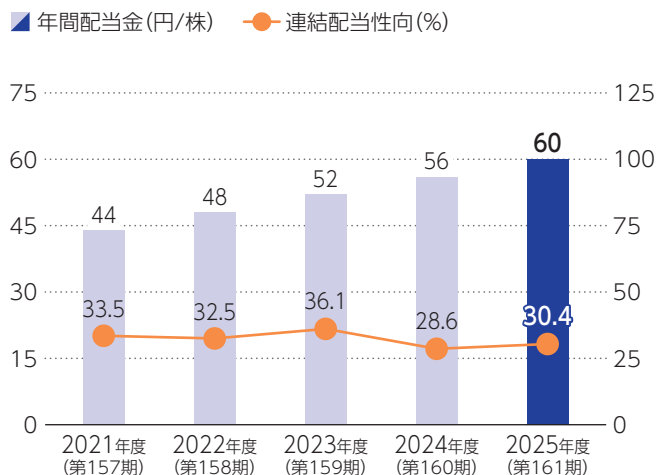
1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当社普通株式1株につき **30** 円
総額 **20,209,792,500** 円

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月22日

▶ (ご参考) 年間配当金・連結配当性向の推移



※2025年度は自己株式取得を行っており、総配分性向は75.4%です。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにつきご承認をお願いいたします。

1. 減少する資本準備金の額
資本準備金の額 50,482,147,034円 のうち 47,800,000,000円 を減少し、その減少額全額を
その他資本剰余金に振り替えます。
2. 資本準備金の額の減少が効力を生じる日
2026年9月30日

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって現在の取締役全員（10名）の任期が満了いたします。
つきましては、取締役9名（うち、社外取締役4名）の選任をお願いいたします。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況	現在の当社における地位および担当	
1 再任	たか さき ひで お 高 崎 秀 雄	男	18年	100% 12回/12回	代表取締役 取締役会長 CEO	
2 再任	あか ぎ たつ や 赤 木 達 哉	男	2年	100% 12回/12回	代表取締役 取締役社長 COO	
3 再任	い せやま やす ひろ 伊勢山 恭 弘	男	6年	100% 12回/12回	取締役 専務執行役員 CFO 経理財務本部長 輸出管理センター長	経理・財務、IR、輸出管理担当
4 再任	おお わき やす ひと 大 脇 泰 人	男	3年	100% 12回/12回	取締役 専務執行役員 CSO、CHRO コーポレート人財本部長	全社戦略、人事・教育、DE&I推進、 日本エリア経営担当
5 新任	かた やま ひろ ゆき 片 山 博 之	男	—	—	執行役員 CTO 全社技術部門長	全社技術担当
6 再任	ウオン ライヨン	女	6年	100% 12回/12回	社外取締役	
7 再任	さわ だ みち たか 澤 田 道 隆	男	5年	100% 12回/12回	社外取締役	
8 再任	やま だ やす ひろ 山 田 泰 弘	男	4年	100% 12回/12回	社外取締役	
9 再任	え とう まり こ 江 藤 真理子	女	3年	100% 12回/12回	社外取締役	

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役または社外取締役候補者 独立 東京証券取引所届出独立役員または届出予定の独立役員

※CEO：グループ最高経営責任者 COO：グループ最高執行責任者 CFO：グループ最高財務責任者 CSO：グループ最高戦略責任者
CHRO：グループ最高人事責任者 CTO：グループ最高技術責任者 CPO：グループ最高調達責任者 CIO：グループ最高情報責任者

候補者番号 1

再任

所有する当社の株式の数

319,200株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

0



たか さき ひで お
高崎 秀雄
(1953年8月11日生)

取締役候補者とした理由

同氏は当社の取締役社長として当社グループの経営を牽引し、現在は取締役会長として経営の重要事項の決定など企業価値の向上を図るために適切な役割を果たしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

略歴

1978年 4月 当社に入社
2008年 6月 当社取締役 執行役員
2010年 6月 当社取締役 上席執行役員
2011年 6月 当社取締役 常務執行役員
2013年 6月 当社取締役 専務執行役員
2014年 4月 当社代表取締役 取締役社長 CEO、COO
2026年 4月 当社代表取締役 取締役会長 CEO (現任)

候補者番号 2

再任

所有する当社の株式の数

30,900株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

0



あか ぎ たつ や
赤木 達哉
(1970年11月19日生)

取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり、当社グループの中心である情報機能材料事業に携わり、現在は取締役社長として当社グループの企業価値の向上に尽力しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

略歴

1993年 4月 当社に入社
2019年 6月 当社執行役員 情報機能材料事業部門長
2022年 6月 当社上席執行役員 情報機能材料事業部門長
2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 情報機能材料事業部門長
2026年 4月 当社代表取締役 取締役社長 COO (現任)

候補者番号 **3**

再任

所有する当社の株式の数

60,100株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

0



い せ やま やす ひろ
伊勢山 恭弘
(1962年4月19日生)

取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり、経理・財務を中心とした管理部門の要職を歴任し、当社グループの企業価値の向上やコーポレートガバナンスの強化に尽力してきました。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

略歴

1991年 6月 当社に入社
2017年 6月 当社執行役員 経理財務統括部長
2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CFO
2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 CFO
2023年 6月 当社取締役 専務執行役員 CFO (現任)

候補者番号 **4**

再任

所有する当社の株式の数

73,300株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

0



おお わき やす ひと
大脇 泰人
(1962年2月13日生)

取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり、当社グループの事業部や本社管理部門の要職を歴任し、当社グループの企業価値の向上やコーポレートガバナンスの強化に尽力してきました。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

略歴

1984年 4月 当社に入社
2012年 6月 当社執行役員 基盤機能材料事業部門長
2013年10月 当社執行役員 自動車材料事業部門長
2015年 4月 当社執行役員 品質・環境・安全統括部門長
2017年 4月 当社執行役員 Nitto Denko India Private Limited取締役
2017年 6月 当社上席執行役員
2018年10月 当社上席執行役員 CPO
2019年10月 当社上席執行役員 CIO、CPO
2020年 6月 当社常務執行役員 CIO サステナビリティ本部長
2021年 6月 当社専務執行役員
2022年 4月 当社専務執行役員 人財本部長
2023年 6月 当社取締役 専務執行役員 人財本部長
2024年 6月 当社取締役 専務執行役員 CHRO
2026年 4月 当社取締役 専務執行役員 CSO、CHRO (現任)

候補者番号 **5**

新任

所有する当社の株式の数

9,900株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

0



かた やま ひろ ゆき

片山 博之

(1971年9月6日生)

取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり、メーカーの要である全社技術部門や、事業部門の要職を歴任し、当社グループの企業価値の向上に尽力してきました。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者としたものであります。

略歴

- 2006年11月 当社に入社
- 2015年12月 全社技術部門研究開発本部環境ソリューション研究センター長
- 2021年10月 メンブレン事業部副事業部長
- 2022年1月 メンブレン事業部長
- 2023年6月 当社執行役員
ヒューマンライフソリューション事業部門メンブレン事業部長
- 2025年6月 当社執行役員 ヒューマンライフソリューション事業部門長
- 2026年4月 当社執行役員 CTO (現任)**

候補者番号 **6**

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

2

重要な兼職先

First Penguin Sdn. Bhd.
株式会社三井E&S



ウォン ライヨン

(1972年1月10日生)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は当事業年度の取締役会（12回）の全てに出席し、女性・外国人活躍を含むダイバーシティやサステナビリティについて、約16年間の日本での留学・勤務経験、および母国マレーシアなどのアジア各国での多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。

今後も、これら専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する専門家の観点からの意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外取締役に再任された場合には、指名・報酬諮問委員会の委員としても活動いただく予定です。

略歴

- 2013年9月 First Penguin Sdn.Bhd.
Founder, Principal Trainer and Consultant (現任)
- 2018年7月 Penang Women's Development Corporation Director
(2023年9月退任)
- 2019年10月 大学院大学至善館特任准教授 (現任)
- 2020年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2022年11月 (株)ファームノートホールディングス社外取締役
(2026年4月退任)
- 2024年6月 (株)三井E&S社外取締役
- 2025年6月 (株)三井E&S社外取締役 (監査等委員) (現任)

独立性に関する事項

当社は、「独立社外役員基準」（同基準は25ページ記載のとおりです）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏は現在、First Penguin Sdn. Bhd.の重要な業務執行者であります。当社は同社と取引をしておりません。

候補者番号 **7**

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

3

重要な兼職先

花王株式会社
パナソニックホールディングス株式会社
株式会社小松製作所



さわ だ みち たか
澤田 道隆
(1955年12月20日生)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は当事業年度の取締役会（12回）の全てに出席し、ESG推進のトップランナー企業経営者としての多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。

今後も、これら企業経営者としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する幅広い意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外取締役に再任された場合には、指名・報酬諮問委員会の委員としても活動いただく予定です。

略歴

- 1981年 4月 花王石鹼(株)に入社
- 2008年 6月 花王(株)取締役 執行役員
- 2012年 6月 同社代表取締役 社長執行役員
- 2020年 6月 パナソニック(株) (現パナソニックホールディングス(株)) 社外取締役 (現任)
- 2021年 1月 花王(株)取締役会長
- 2021年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2022年 6月 (株)小松製作所社外取締役 (現任)
- 2024年 3月 花王(株)特別顧問 (現任)

独立性に関する事項

当社は、「独立社外役員基準」（同基準は25ページ記載のとおりです）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏は過去において、花王株式会社の重要な業務執行者でありました。当社は同社と取引をしておりません。

候補者番号 **8**

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

1

重要な兼職先

株式会社日本カストディ銀行



やま だ やす ひろ
山田 泰弘
(1963年6月28日生)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は当事業年度の取締役会（12回）の全てに出席し、金融経済の専門家としての多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。今後も、これら専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する専門家の観点からの意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外取締役に再任された場合には、指名・報酬諮問委員会の委員としても活動いただく予定です。

略歴

- 1987年 4月 日本銀行に入行
- 2018年 5月 日本銀行理事（2022年5月退任）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年 9月 サスメド(株)社外取締役（2024年9月退任）
- 2024年 6月 (株)日本カストディ銀行取締役会長（現任）

独立性に関する事項

当社は、「独立社外役員基準」（同基準は25ページ記載のとおりです）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏は現在、当社の株主である株式会社日本カストディ銀行の取締役会長であります。同行は資産管理専門銀行であり、議決権行使の指図権は実質株主が有しております。同行と当社は、直接の取引はありません。また、同氏は過去において、日本銀行の重要な業務執行者でありました。当社は同行と取引をしておりません。

候補者番号 9

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

当社を除く重要な兼職先数

3

重要な兼職先

TMI総合法律事務所
スターゼン株式会社
株式会社アシックス



えとう まりこ
江藤 真理子
(1971年5月24日生)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は当事業年度の取締役会（12回）の全てに出席し、企業法務や労働問題の専門家としての多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。

今後も、これら専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する専門家の観点からの意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外取締役に再任された場合には、指名・報酬諮問委員会の委員としても活動いただく予定です。

略歴

- 1994年4月 三井物産(株)に入社
- 2003年10月 第二東京弁護士会登録
- 2015年4月 TMI総合法律事務所入所
- 2017年1月 同事務所パートナー弁護士（現任）
- 2019年3月 (株)大塚家具社外監査役（2021年8月退任）
- 2020年6月 スターゼン(株)社外監査役（2022年6月退任）
- 2022年6月 スターゼン(株)社外取締役（現任）
- 2023年6月 当社社外取締役（現任）
- 2024年3月 (株)アシックス社外取締役（監査等委員）（現任）

独立性に関する事項

当社は、「独立社外役員基準」（同基準は25ページ記載のとおりです）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏は現在、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は個別案件について同事務所の有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがありますが、同氏は当社の担当ではなく、その年間金額も当社の連結売上収益の0.001%未満です。当社は同事務所とは顧問契約を締結しておらず、同事務所との関係は同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。

【取締役候補者に関する特記事項】

■責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、法令が規定する限度額に損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。

そのため、ウォンライヨン氏、澤田道隆氏、山田泰弘氏および江藤真理子氏が、社外取締役として再任された場合には、各氏との間でこの契約を継続する予定であります。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役および監査役等を被保険者として、被保険者が職務遂行中の行為に起因する訴訟を起こされた場合に生じた損害（損害賠償金や争訟費用など）を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

■その他

江藤真理子氏がスターゼン株式会社の社外取締役に在任期間中に、同社は、従業員による架空循環取引等の不適切な取引があったことを公表いたしました。同氏は当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の視点に立った提言を行い、当該事実の判明後は、調査および再発防止に向けた更なる体制の強化を求める等、その職責を果たしております。

MEMO

▶ (ご参考) 取締役・監査役の指名について

【取締役会・監査役会の適切な構成について】

当社は、現在の会社規模、取締役会・監査役会での実質的な議論の促進、社外取締役の適切な人数の確保等の観点から、取締役会においては10名以下（うち、独立社外取締役は1/3以上）とするのが、適切な構成と考えており、定款においても上限を10名と定めております。また、監査役会においては5名以下（うち、独立社外監査役は半数以上）とし、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有するものを選任し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任することが、適切な構成と考えており、定款においても上限を5名と定めております。さらに、変化し続ける経営環境において重要な方針を決定していくとともに、持続的に監督機能を発揮するため、取締役会・監査役会において「リーダーシップ」「テクノロジー」「ファイナンス」「ガバナンス」「サステナビリティ」の5項目の資質・学識・経験等（以下、総称して「スキル」という）を特定し、当該スキルがバランス良く網羅されるような構成が経営に資すると考えております。

【取締役・監査役の選任について】

取締役・監査役の選任に当たっては、後記の役員選任基準を定め、当該基準に沿って運用しております。さらに、取締役の選任については、より透明性・公正性を高めるために、指名・報酬諮問委員会において審議を行い、取締役会では当該諮問委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

▶ 役員選任基準

1. The Nitto Way[®]を実践する者であること
 2. 当社の特定する5項目のスキルにより会社への貢献が期待される者であること
- ※ 「安全」、「持続可能性」、「多様性と人権」、「お客様」、「変化の先取り」、「チャレンジ」、「三新活動」、「ニッチトップ」、「スピードと完成度」、「組織風土」、「自己変革」、「当事者意識」からなる当社独自の価値観

当社の特定する5項目のスキル

スキル	選定理由
リーダーシップ	事業環境が大きく変化中、持続的に成長するためには、果敢な経営判断が必要です。そのため、当社では、上場企業での経営者や大規模事業での責任者、ベンチャー経営者、政府の要職など、グローバルな組織におけるリーダーシップの資質、経験を役員のス​​キルとして選定しています。
テクノロジー	当社のMissionである「新しい発想でお客様の価値創造に貢献します。」を実現するためには、イノベーションへの投資が常に必要です。そのため、当社では、既存事業だけでなく、IT、DX、品質・環境・安全技術や新規領域を含めた科学技術の造詣を役員のス​​キルとして選定しています。
ファイナンス	企業を経営していくうえで、財務指標に基づいた科学的な投資施策が必要です。そのため、当社では、財務および会計に関する知識を役員のス​​キルとして選定しています。
ガバナンス	当社の「The Nitto Way」で掲げる「安全をすべてに優先します。」には「経営の安全」も含まれます。そのため、当社では、法務、リスクマネジメント、労務などの分野における学識や役員経験を役員のス​​キルとして選定しています。
サステナビリティ	持続的な成長のためには、自社の成長だけでなく、サステナブルな社会の実現に向けた貢献が求められます。そのため、当社では、多様性、環境貢献、ブランド価値などの分野に関するバックグラウンドを役員のス​​キルとして選定しています。

第161回定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）

氏名	役職	性別	在籍年数	リーダーシップ	テクノロジー	ファイナンス	ガバナンス	サステナビリティ
高崎 秀雄	取締役会長	男	18	●				
赤木 達哉	取締役社長	男	2	●				
伊勢山 恭弘	取締役	男	6			●	●	
大脇 泰人	取締役	男	3	●			●	●
片山 博之	取締役	男	—		●			●
ウォン ライヨン	社外取締役	女	6				●	●
澤田 道隆	社外取締役	男	5	●	●			●
山田 泰弘	社外取締役	男	4		●	●	●	
江藤 真理子	社外取締役	女	3				●	●
徳安 晋	常勤監査役	男	7			●	●	●
高柳 敏彦	常勤監査役	男	3	●			●	
小橋川 保子	社外監査役	女	3			●	●	
園 潔	社外監査役	男	2	●		●	●	
服部 剛	社外監査役	男	2				●	●

- (注) 1. 上記表は、特に期待するスキルを示したものであり、すべてのスキルを表すものではありません。
 2. 高崎秀雄取締役は、取締役会長として経営を統括することが最も重要であるとの観点からリーダーシップのみとしております。
 3. 赤木達哉取締役は、取締役社長として事業執行のリーダーシップを発揮することが最も重要であるとの観点からリーダーシップのみとしております。

【社外取締役・社外監査役の指名について】

社外取締役および社外監査役の指名を行うに当たっては「役員選任基準」に加え、「独立社外役員基準」を定め、当該基準を満たす者を適任者として指名しております。当社の取締役または監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するため、社外取締役および社外監査役が他社の役員等を兼任する場合には、適切な兼任状況であることに留意しております。

▶ 独立社外役員基準

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（取締役、監査役または執行役員その他の使用人）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主。以下、同じ）の重要な業務執行者（取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員その他の重要な使用人。以下、同じ）
3. 当社が大株主である会社の重要な業務執行者
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の支払額または受取額が、連結売上収益の2%超）の重要な業務執行者
5. 当社の主要な借入先（直近事業年度末における連結借入総額が、連結総資産の2%超）の重要な業務執行者
6. 当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度において、個人は1千万円以上、法人・団体は連結売上収益の2%超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家
7. 当社グループの業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）
8. 過去10年間に於いて、上記2. から7. までのいずれかに該当していた者
9. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断される事情を有する者

▶ 「重要な兼職」の判断基準

1. 該当役員（候補者）が上場会社またはそれに準ずる株式会社の役員等である場合の兼職先
2. 該当役員（候補者）が上記1. 以外の法人の代表者であり、当社における職務を果たすための時間等に影響を与える場合の兼職先
3. 該当役員（候補者）が専門職（教授、弁護士、会計士等）であって、その専門職として行う職務が当社における職務を果たすための時間等に影響を与える場合の主たる兼職先
4. 当社の独立社外役員の選任基準において独立性の判断に影響を与える兼職先
5. その他、当社における職務を果たすための時間等に影響を与える兼職先

MEMO

第4号議案・第5号議案について（共通説明）

第4号議案、第5号議案は、いずれも当社の役員報酬制度の見直しに関するものであり、関連する議案です。

当社取締役会は、当事業年度（2026年3月期）において営業利益1,836億円およびROE12.2%を達成するなど、これまでの経営施策により一定の成果が得られているものと評価しております。一方で、当社を取り巻く経営環境は引き続き変化が大きく、新中期経営計画「Nitto RISE 2028」の遂行にあたり、役員に求められる役割・責任は一層高度化・多様化しています。将来の競争力を確保するためには、優秀な人財（Nitto Person）の確保およびリテンションを着実に進める必要があり、報酬制度には長期的な価値創造を後押しする機能が求められます。

このような認識のもと、当社取締役会は、当社の経営方針および役員報酬方針との整合性を重視しつつ、報酬の水準と構成を統合的に見直すことが適切かどうか、役員報酬制度全体の在り方を検討いたしました。その結果、金銭報酬（取締役および監査役）と株式報酬（取締役）のバランスを再設計し、長期の業績・価値創造への動機づけを一層強化することが相当であるとの結論に至りました。

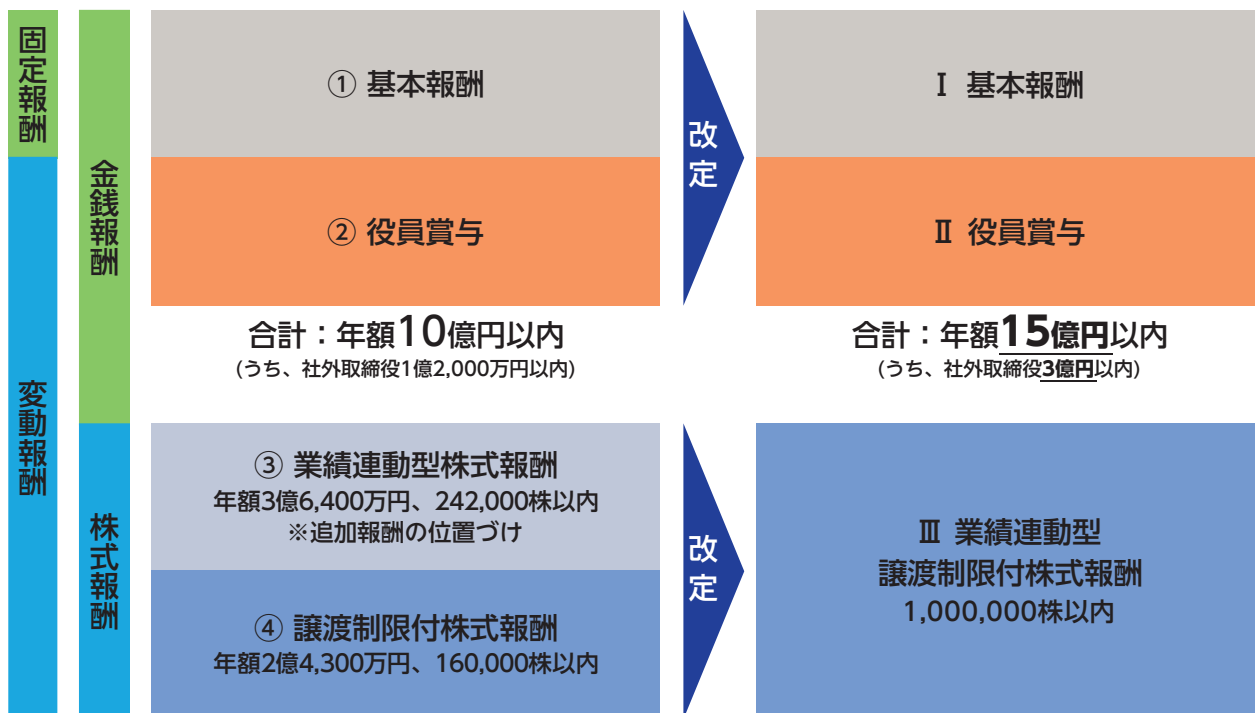
具体的には、役員全体（取締役および監査役）の金銭報酬の上限額について現行水準を見直し改定すること（第4号議案）、ならびに取締役の株式報酬制度について中長期的なインセンティブと株主の皆様との価値共有を強化する観点から制度内容を見直すこと（第5号議案）が、いずれも当社の持続的成長および企業価値の向上に資するものと判断いたしました。なお、これらの検討にあたっては、同規模・同業種の主要企業群における役員報酬制度の水準や構成に関する近時の動向も踏まえつつ、当社の経営方針および事業特性に照らして、総合的に検討を行っております。当社取締役会といたしましては、こうした他社事例に見られる考え方も参考にしながら、当社において求められる役員の役割・責任および中長期的な価値創造との整合性を重視し、現時点において適切であると判断した役員報酬制度のあり方として、本議案を取りまとめております。

当該検討過程においては、指名・報酬諮問委員会（議長：澤田道隆社外取締役）において、取締役の金銭報酬、監査役の金銭報酬および取締役の株式報酬制度を含む役員報酬制度全体について、審議が行われました。当社取締役会は、その審議内容および助言を踏まえ、本株主総会に第4号議案、第5号議案を付議することを決定しております。

当社取締役会は、以上の検討過程および判断を総合し、第4号議案、第5号議案はいずれも当社の役員報酬方針の趣旨に沿い、相当であると判断しております。なお、これらの議案が可決された場合の当社の「役員報酬方針」につきましては、29ページから31ページをご参照ください。

<ご参考>第4号議案・第5号議案のイメージ

取締役



(注)当社は、2024年9月30日を基準日、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、③④については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

監査役



<ご参考>役員報酬方針

第4号議案、第5号議案が可決された場合、当社は「役員報酬方針」を次のとおり変更する予定です。

1. 基本方針

- ・「Nitto Person」*を役員（取締役・監査役）として登用できる報酬内容とする。
- ・持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高める報酬体系とする。
- ・公正で透明性のある報酬決定プロセスとする。

※これまでの経験による深い見識や高い専門性を有することを基本として、それに加えて経営理念を理解し、実践し、結果を出し、新しいことにチャレンジし続けられる者

2. 報酬構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬構成は、（1）固定報酬としての基本報酬、（2）短期的業績連動報酬としての役員賞与、（3）中長期的業績連動報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬とする。

社外取締役および監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、（1）基本報酬のみとする。

種類	項目	評価指標	報酬の概要	対象者
固定報酬	基本報酬 (金銭)	—	職位、職責等に応じた金額を毎月支給する	全役員
短期的 業績連動報酬	役員賞与 (金銭)	営業利益 ROE 個人評価結果	年度ごとの当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的として、当該事業年度経過後に支給する	取締役※
中長期的 業績連動報酬	業績連動型 譲渡制限付 株式報酬	営業利益 営業利益率 ROE ESG取組み結果	中期経営計画に関連した当社グループの目標達成および株価上昇の動機付けとして、中期経営計画の期間と一致した3事業年度経過後に支給する	取締役※

※社外取締役を除く

3. 報酬水準の設計の方針

業界水準に対して競争力のある水準とするため、同規模・同業種の主要企業群をベンチマークとして設定する。

4. 評価指標とその選定理由

報酬項目	評価指標	選定理由
役員賞与	営業利益 [※]	当事業年度における、事業を通じた利益創出を動機づけるため
	ROE [※]	「株主利益の創造」を動機づけるため
	個人評価結果	役員個人の職務遂行および成果創出を動機づけるため
株式報酬	営業利益 [※] ・ 営業利益率	ニッチトップ戦略が目指す「質の伴った利益創出」を動機づけるため
	ROE [※]	「株主利益の創造」を動機づけるため
	ESG取組み結果	「社会課題の解決」を動機づけるため

※ 営業利益およびROEは当社の最重要KPIと位置づけており、短期・中長期の成果創出を役員に動機づけるために、役員賞与・株式報酬の両方に反映している

5. 報酬割合に係る決定の方針

各役位における役割責任および業績責任を踏まえ、上位役位ほど、短期業績、中長期業績の連動性を高める設計とする。

6. 決定プロセスに関する方針

取締役	全般	当社の事業内容、経営環境等を総合的に勘案するとともに、指名・報酬諮問委員会に諮問し助言を得たうえで取締役会が決定する。
	基本報酬	固定報酬（基本報酬）は、毎月の支給日等の細部の取決めが必要なことから、取締役会の委任に基づき取締役社長が具体的な内容を決定する。ただし、各取締役への支給額は、あらかじめ定めた基準に従う。
	役員賞与	短期的業績連動報酬（役員賞与）は、取締役社長が取締役（社外取締役を除く）の目標達成の個人評価を行う地位にあることから、取締役会の委任に基づき取締役社長が具体的な内容を決定する。ただし、業績連動の大部分は定量的な結果を反映させ、取締役社長による個人評価はあらかじめ定めた範囲（-15%~15%）に限定する。
	株式報酬	中長期的業績連動報酬（株式報酬）は、指名・報酬諮問委員会に諮問し助言を得たうえで、取締役会が評価指標などの算定方法を決定する。なお、算定方法は、取締役会で決定後、速やかに開示する。各取締役への支給株式数は、あらかじめ定める基準株式数および上記算定方法での結果に基づき、取締役会が決定する。
監査役		監査役会において監査役の協議により決定する。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2022年6月17日開催の第157回定時株主総会で「年額10億円以内（うち、社外取締役分1億2,000万円以内）」、監査役の報酬は2021年6月18日開催の第156回定時株主総会で「年額1億4,400万円以内」とご承認いただき今日に至っております。本議案は、取締役については、その額を年額15億円以内（うち、社外取締役分3億円以内）、監査役については、その額を年額2億円以内との変更を株主の皆様にご承認をお願いするものです。

現在の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち、社外取締役は4名）となります。また、上記報酬額には、従来どおり使用人分給与を含まないものとします。また、現在の監査役の員数は5名であり、本株主総会終了後も員数に変更はありません。

なお、本議案については、27ページから31ページの内容もご参照ください。

第5号議案 **取締役に対する株式報酬（業績連動型譲渡制限付株式報酬）に係る報酬等の額決定の件**

当社の取締役（社外取締役は除く）に対する株式報酬制度は、①中期的業績連動報酬（業績連動型株式報酬）、②中長期的業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）の2本建ての構成となっています。

本議案は、現行の①中期的業績連動報酬（業績連動型株式報酬）、②中長期的業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）の建付けを整理し、一本化したうえで新しい「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」という）に係る報酬等の額について、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

また、本制度の検討にあたっては、近年の上場企業において、取締役の報酬と業績および企業価値との連動性を一層明確化する制度設計が進展していることも踏まえ、中長期的な価値創造への動機付けを強化する観点から検討を行っております。

本議案をご承認いただいた場合には、現行の①中期的業績連動報酬（業績連動型株式報酬。2018年6月22日開催当社第153回定時株主総会決議）については業績評価期間2025年4月1日～2028年3月31日分（2025年6月20日当社取締役会決議分）、②中長期的業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬。2018年6月22日開催当社第153回定時株主総会決議）は2025年7月支給分（2025年6月20日当社取締役会決議分）を最終として廃止します。

なお、本議案については、27ページから31ページの内容もご参照ください。

1. 本制度の概要

業績評価期間における業績目標の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、譲渡制限付株式報酬を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行または処分する当社の普通株式を割り当てる。

対象取締役に対して支給されることとなる金銭報酬債権の額は、支給株式数に支給時株価（※1）を乗じることにより算定する。

※1 その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

2. 対象取締役

社外取締役を除く取締役（※2）

※2 現在の対象取締役は5名。第3号議案が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は5名。

3. 業績評価期間

2事業年度以上の取締役会で決定する事業年数（※3）

※3 初回の業績評価期間は、新中期経営計画「Nitto RISE 2028」に合わせた2026年4月1日～2029年3月31日の3事業年度とする。

4. 本制度に係る支給上限金額および株数

対象取締役割り当てる譲渡制限付株式の総数100万株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とし、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額の年額を100万株に支給時株価を乗じた金額以内とする。

5. 支給時期

業績評価期間の最終事業年度に係る定時株主総会の翌日から2か月を経過する日までとする。

6. 支給株式数の算定方法

当社は、業績評価期間中の対象取締役に対して、取締役会で定める（役位、職責等に応じた）ポイント数を、就任時（再任時も含む）に付与する。対象取締役に付与するポイントは、①「業績連動部分」、②「固定部分」で構成される。（※4）

※4 初回の業績評価期間の基準支給ポイント数は、「<ご参考>基準支給ポイント数」のとおりである。

(1) 「業績連動部分」について

①「業績連動部分」として付与するポイントは、業績評価期間終了時まで毎年累積し、各業績指標に応じたウェイトと各支給率を加算した係数（0～150%）を乗じて最終ポイント数を算定する。なお、各業績指標、対応するウェイト、支給率は、あらかじめ取締役会で決定する（※5）。

最終ポイント数＝業績評価期間中の累積ポイント数×（業績指標A支給率×業績指標Aウェイト
+ 業績指標B支給率×業績指標Bウェイト
+ 業績指標C支給率×業績指標Cウェイト）

※5 初回の業績評価期間の算定方法は、「<ご参考>「業績連動部分」の算定方法」のとおりである。

(2) 「固定部分」について

②「固定部分」として付与するポイントは、業績評価期間終了時まで毎年累積し、最終ポイント数を算定する。

(3) 支給株式数について

上記（1）（2）で確定した最終ポイントを1ポイント当社株式1株として換算し（100株未満の端数は切り捨て）、各対象取締役への支給株式数とする。

(4) 対象取締役の途中就任、退任、異動等のポイント調整について

対象取締役の途中就任、退任、異動等のポイント調整については、取締役会であらかじめ定める方法に従う。

(5) 組織再編等により本制度が廃止された場合のポイントの取扱いについて

譲渡制限付株式報酬支給までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、取締役会で定める方法で精算する。

7. 株式分割、株式併合等の取扱い

株式報酬を支給するまでに、当社の発行済株式総数が、株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合によって増減する場合には、調整前の個別交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の支給株式数を算出することとする。

8. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たって、当社と対象取締役との間で、次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結することを条件とする。なお、詳細については、取締役会決議をもって定める。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社または当社子会社の役職員の地位のうち取締役会であらかじめ定める地位（以下、「役職員等の地位」という）を退任または退職した直後の時点までの期間（以下、「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、役職員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間の満了前に役職員等の地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

9. その他

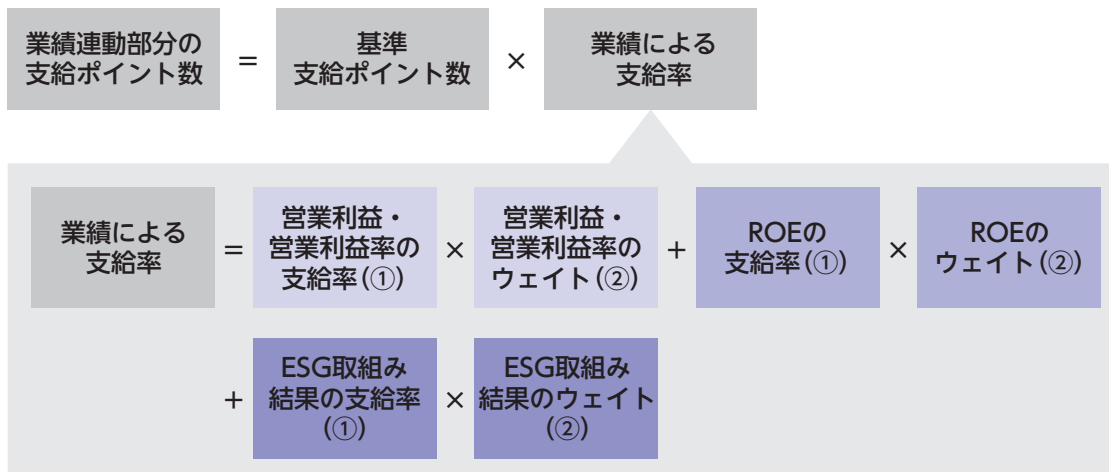
- ・本制度は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
- ・本議案は、第4号議案（第4号議案が否決された場合は、2022年6月17日開催の第157回定時株主総会決議）とは別枠とする。
- ・対象取締役が当社の取締役、執行役員および使用人のいずれかの地位からも退任または退職する場合、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬の支給に代えて、譲渡制限を付さない株式支給、または現金支給とすることができる。なお、現金支給の場合、支給する額は、譲渡制限付株式を付与するために対象取締役に支給する金銭報酬債権相当額とし、第4号議案（第4号議案が否決された場合は、2022年6月17日開催の第157回定時株主総会決議）とは別枠とする。
- ・（ご参考）本制度は執行役員にも適用予定である。

<ご参考>基準支給ポイント数

役 位	業績連動部分	固定部分
取締役会長	53,100	12,200
取締役社長	53,100	12,200
取締役 専務執行役員	16,000	4,300
取締役 常務執行役員	5,900	3,800
取締役 上席執行役員	5,400	2,700
取締役 執行役員	4,300	2,400

<ご参考> 「業績連動部分」の算定方法

(算定式)



(評価指標)

評価指標		選定理由	支給率の変動幅 (①)	ウェイト (②)	業績連動部分全体における 支給率の変動幅 (①×②)
財務	営業利益・ 営業利益率	ニッチトップ戦略が目指す「質の伴った利益創出」を動機づけるため	0~150%	0.5	0~75%
	ROE	「株主利益の創造」を動機づけるため	0~150%	0.2	0~30%
未財務	ESG 取組み結果	「社会課題の解決」を動機づけるため	0~150%	0.3	0~45%

総計：0~150%

MEMO

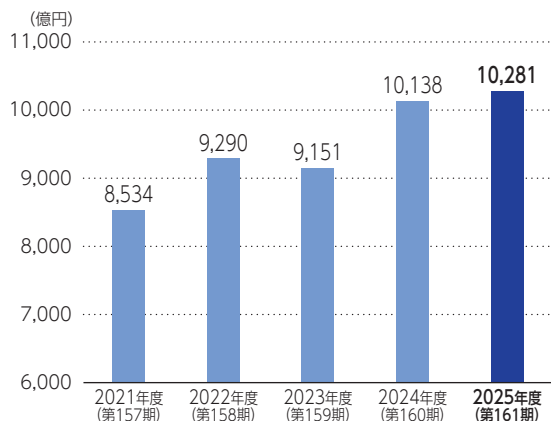
Business report

事業報告

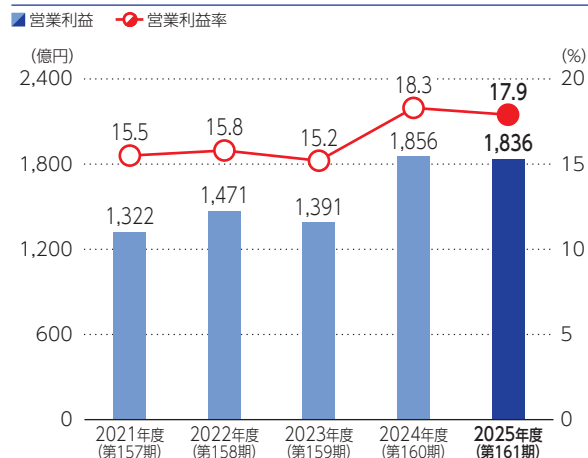
1. 業績

(1) ハイライト※1

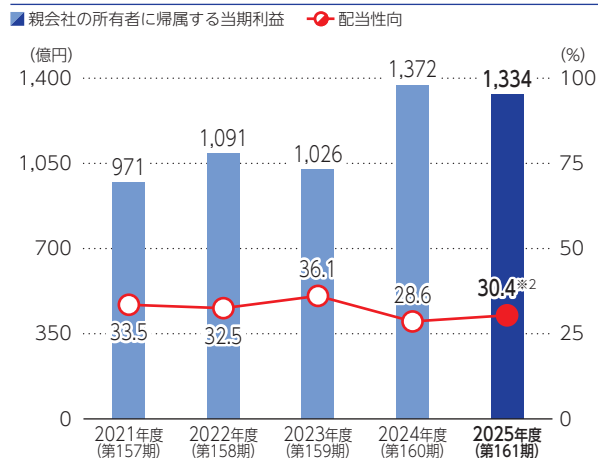
売上収益



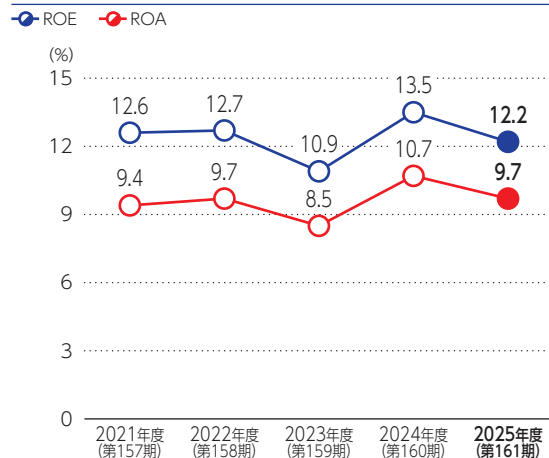
営業利益・営業利益率



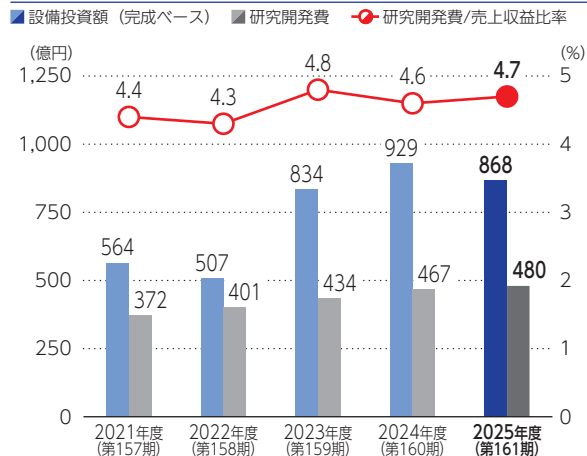
親会社の所有者に帰属する当期利益・配当性向



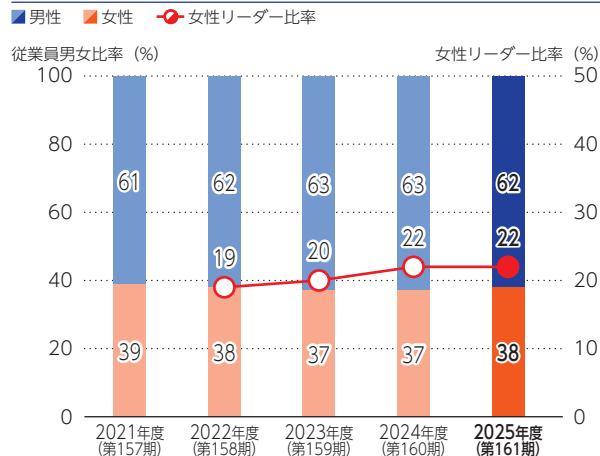
ROE・ROA



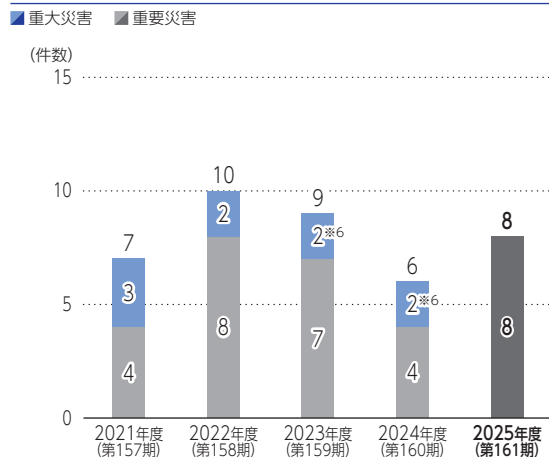
設備投資額・研究開発費



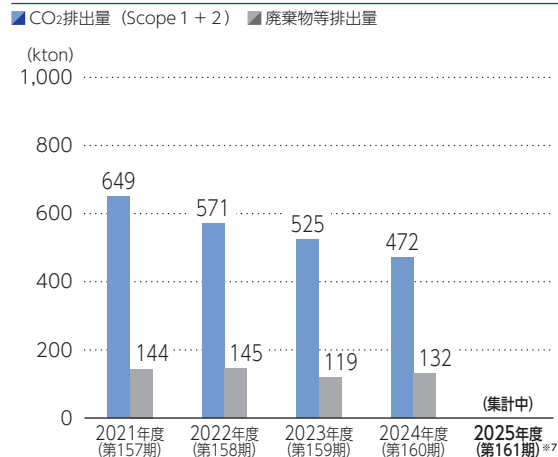
従業員男女比率・女性リーダー比率^{※3}



重大・重要災害発生件数^{※4、5}



CO₂排出量 (Scope 1 + 2)・廃棄物等排出量



- ※1. 当社グループの連結計算書類は国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。
 ※2. 2025年度実績は、第161回定時株主総会第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として支払われる配当予定額により算出しております。
 ※3. 「女性リーダー比率」は、2023年5月に公表した中期経営計画の策定に伴い新たに導入した未財務目標として算出しております。
 ※4. 「重大災害」は、死亡、後遺症（障がい）が残る災害のこと、「重要災害」は、重大災害につながる恐れのある災害のこととしております。
 ※5. 件数は、構内で発生したすべての重大・重要災害を対象とし、被災者属性による区別はしていません。
 ※6. 2023年度および2024年度に発生した災害の一部を、経過観察の結果を踏まえ、新たに重大災害としております。
 ※7. 2025年度実績は集計中であり、当社ウェブサイトや統合報告書にて開示を予定しております。

(2) 事業の経過およびその成果

売上収益	1兆281億7千1百万円	前年度比	1.4%増	↑
営業利益	1,836億1千5百万円	前年度比	1.1%減	↓
親会社の所有者に 帰属する当期利益	1,334億9千8百万円	前年度比	2.7%減	↓

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における経済環境は、米国による一連の関税措置が世界各国の経済や貿易政策に混乱をもたらし、主要国では金融政策や財政政策によって景気を下支えする動きがみられました。また、年度終盤には中東情勢が急速に緊迫化するなど、事業環境の不透明感が高まりました。米国では、インフレ高止まりへの懸念や雇用情勢の鈍化を受けて、連邦準備制度理事会（FRB）による金融緩和策が個人消費や設備投資に底堅さをもたらしました。欧州では、防衛関連支出やIT分野への投資が景気の悪化を和らげる一方、自動車など製造業の回復は依然として緩慢な状況が続きました。中国では、政府による消費財買い替え促進策が継続され、個人消費を下支えするとともに、半導体やIT関連製品の需要が堅調に推移しました。また、米国の関税回避を目的に、東南アジア諸国を経由した輸出の増加がみられました。日本では、人手不足などを背景に設備投資の増加や企業による賃上げの動きが広がるなど企業マインドは底堅く推移しました。

このような状況の中、当社グループの主要な市場では、IT機器やハイエンドスマートフォンの生産台数が想定を上回り、当社製品の需要が増加しました。また、核酸受託製造分野では、大型疾患に関する案件が臨床段階から商用化ステージへと移行し、収益の改善が進みました。

以上の結果、売上収益は前事業年度と比較し、1.4%増（以下の比較はこれに同じ）の1兆281億7千1百万円となりました。また、営業利益は1.1%減の1,836億1千5百万円、税引前当期利益は0.2%減の1,849億7千6百万円、当期利益は2.7%減の1,335億3千7百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は2.7%減の1,334億9千8百万円となりました。なお、当事業年度の対米ドル為替レートは、前事業年度と比較し1.7%円高の1ドル150.2円となり、円高による影響は、営業利益で81億円の減益要因となりました。

(3) 事業区分別の概況



インダストリアルテープ

売上収益 3,666億 7百万円

営業利益 516億 6千 2百万円



オプトロニクス

売上収益 5,278億 1千 2百万円

営業利益 1,498億 7千 1百万円



ヒューマンライフ

売上収益 1,437億 2百万円

営業利益 △50億 4千 1百万円

(△は損失)



その他

売上収益 1千 1百万円

営業利益 △69億 7千 1百万円

(△は損失)



(注) 1. 売上収益構成比は、全社・消去を含まずに算出しております。

2. 当事業年度において、報告セグメントの分類に一部変更があります。前事業年度数値は、この変更を反映した数値を記載しております。



INDUSTRIAL TAPE

インダストリアルテープ

売上収益構成比

35.3%

主要な製品または事業：基盤機能材料（接合材料、保護材料、プロセス材料、自動車材料等）

売上収益

3,666億 7百万円

前年度比
4.2%
増

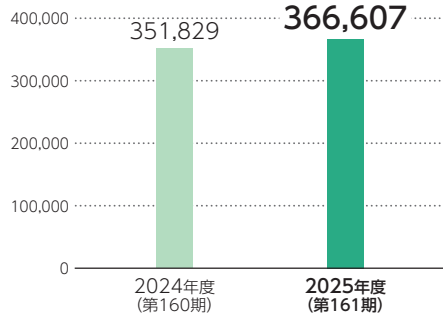
営業利益

516億 6千2百万円

前年度比
12.6%
増

■売上収益の推移

(百万円)



基盤機能材料は、前事業年度に対して売上収益が伸長しました。ハイエンドスマートフォン向け組み立て用部材は、バッテリー固定用電気剥離テープの採用モデル拡大などにより需要が増加しました。また、半導体メモリやセラミックコンデンサー等の生産に使用される工程用材料の需要が増加しました。自動車材料は、中国における日系メーカーの自動車生産台数の減少により減収となりました。

以上の結果、売上収益は3,666億7百万円（4.2%増）、営業利益は516億6千2百万円（12.6%増）となりました。



OPTRONICS

オプトロニクス

売上収益構成比
50.9%

主要な製品または事業：情報機能材料（光学フィルム等）、回路材料（CIS[※]、高精度基板等）

※ Circuit Integrated Suspension

売上収益

5,278億1千2百万円

前年度比
2.6%
減

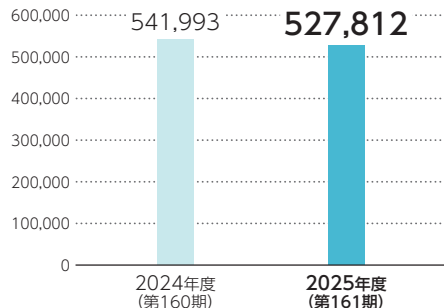
営業利益

1,498億7千1百万円

前年度比
13.4%
減

■売上収益の推移

(百万円)



情報機能材料は、売上収益が前事業年度に及びませんでした。ハイエンドノートパソコンやタブレット端末の生産台数が好調に推移し、光学フィルムの需要が増加しました。一方で、LCD（Liquid Crystal Display）スマートフォン向け光学フィルムの戦略的撤退を進めたことや、工程保護フィルムの材料合理化による値下げを実施したことで売上収益が減少しました。

回路材料は、前事業年度に対して売上収益が伸長しました。ハイエンドスマートフォンの生産拡大に伴い、高精度基板の需要が増加しました。また、CIS（Circuit Integrated Suspension）は、生成AIの普及によるデータセンター向けの大容量ハードディスクドライブ（HDD）の需要が増加し、堅調に推移しました。

以上の結果、売上収益は5,278億1千2百万円（2.6%減）、営業利益は1,498億7千1百万円（13.4%減）となりました。



HUMAN LIFE

ヒューマンライフ



主要な製品または事業：ライフサイエンス（核酸受託製造、核酸合成材料、核酸創薬、医療関連材料等）、メンブレン（高分子分離膜）、パーソナルケア材料（衛生材料等機能性フィルム）

売上収益

1,437億 **2**百万円

営業利益

△50億 **4千1**百万円

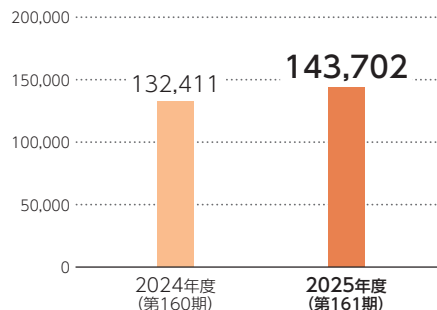
(△は損失)



前事業年度は
営業利益
△117億1千8百万円
(△は損失)

■売上収益の推移

(百万円)



ライフサイエンスは、前事業年度に対して売上収益が伸長しました。核酸受託製造とその製造に使用される核酸材料（NittoPhase™）の需要が増加しました。また、第2四半期より将来商用化が見込まれる大型案件の生産を開始しました。核酸医薬の創薬においては、難治性癌治療薬のライセンスアウトに向けた活動を継続しております。

メンブレン（高分子分離膜）は、売上収益が前事業年度に及びませんでした。排水規制強化に伴い、中国において排水・廃液のゼロ化に貢献するZLD（Zero Liquid Discharge）の需要が堅調に推移した一方で、各種産業用途向けの高分子分離膜の需要が減少しました。

パーソナルケア材料は、前事業年度に対して売上収益が伸長しました。おむつ向け衛生材料の新製品と生分解性技術を用いた環境貢献型製品の拡販を進めました。なお、第3四半期において、固定資産の減損損失14億5千2百万円を計上しました。

以上の結果、売上収益は1,437億2百万円（8.5%増）、営業損失は50億4千1百万円（前事業年度は営業損失117億1千8百万円）となりました。



OTHERS

その他

主要な製品または事業：新規事業、その他製品

※未だ十分な売上収益を伴っていない事業が中心であり、構成比率としては僅少なため表記しておりません。

売上収益

1千1百万円

前年度比
40.6%
減

営業利益

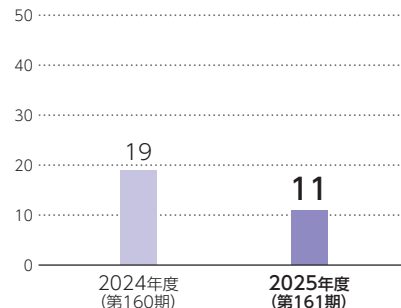
△69億7千1百万円

(△は損失)

前事業年度は
営業利益
△122億2千9百万円
(△は損失)

■売上収益の推移

(百万円)



当セグメントには未だ十分な売上収益を伴っていないその他製品が含まれております。次世代半導体、環境ソリューション、デジタルヘルスの分野でPlanetFlags™/HumanFlags™*の候補となるテーマに経営資源を集中的に投入し、早期の事業化を目指しています。

以上の結果、売上収益は1千1百万円（40.6%減）、営業損失は69億7千1百万円（前事業年度は営業損失122億2千9百万円）となりました。

※当社グループは環境・人類に貢献する製品・サービスの認定スキームを2022年度に制定しました。当社グループの生み出す製品・サービスの環境・人類への貢献を可視化し、特に貢献度合いの高い製品・サービスをPlanetFlags™/HumanFlags™として認定しています。

(4) 設備投資の状況

当事業年度における当社グループの設備投資は、総額868億4千1百万円を実施しました。

インダストリアルテープにおいては、粘着テープの生産能力増強や老朽化した建屋や設備の更新など、193億3千9百万円を実施しました。オプトロニクスの情報機能材料においては、環境負荷低減に資するUV塗工機の増設やBCP対応などを実施し、回路材料においては、主に高精度基板の新製品の量産対応など、合わせて、436億2千8百万円を実施しました。ヒューマンライフにおいては、核酸材料（NittoPhaseTM）の拡販に向けた国内および米国工場の生産能力増強など168億5千3百万円を実施しました。その他においては、CO₂分離膜の量産対応投資や新規事業開発向けの設備導入など、15億6千7百万円を実施しました。なお、各セグメントに直接関連しない設備投資は54億5千2百万円であります。

(5) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日 昌 株 式 会 社	百万円 515	100.0 %	インダストリアルテープの製造・加工・販売
N i t t o E M E A N V	千ユーロ 212,282	100.0	欧州におけるグループ会社の管理
N i t t o B e l g i u m N V	千ユーロ 28,446	100.0 (100.0)	インダストリアルテープの製造・加工・販売
N i t t o , I n c .	千米ドル 0	100.0	米州におけるグループ会社の管理 インダストリアルテープの製造・加工・販売等
N i t t o D e n k o A v e c i a I n c .	千米ドル 1	100.0 (100.0)	ヒューマンライフの製造・販売
Nitto Advanced Film Gronau GmbH	千ユーロ 7,600	100.0	ヒューマンライフの製造・加工・販売
Nitto Denko (China) Investment Co., Ltd.	千人民元 925,394	100.0	中国におけるグループ会社の管理
Taiwan Nitto Optical Co., Ltd.	千新台湾ドル 568,003	100.0	オプトロニクスの製造・加工・販売
Korea Nitto Optical Co., Ltd.	百万韓国ウォン 84,365	100.0	オプトロニクスの製造・加工・販売
Nitto Denko (HK) Co., Ltd.	千香港ドル 24,652	100.0	インダストリアルテープ、オプトロニクスの販売
Shanghai Nitto Optical Co., Ltd.	千人民元 89,981	100.0 (35.0)	オプトロニクスの製造・加工・販売
Shenzhen Nitto Optical Co., Ltd.	千人民元 568,925	100.0	オプトロニクスの製造・加工・販売
Nitto (China) New Materials Co., Ltd.	千人民元 50,000	100.0 (100.0)	インダストリアルテープ、その他の販売
Nitto Denko (Singapore) Pte. Ltd.	千米ドル 90,590	100.0	南アジアにおけるグループ会社の管理 インダストリアルテープの販売
Nitto Denko Material (Thailand) Co., Ltd.	千タイバーツ 460,000	100.0 (100.0)	オプトロニクスの製造・加工・販売
Taiwan Nitto Corporation	千新台湾ドル 262,768	100.0	オプトロニクス、インダストリアルテープの販売

(注) 出資比率欄の()内数字は、間接出資比率であります。

2. 経営課題および計画

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営理念のミッションである「新しい発想でお客様の価値創造に貢献します。」のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を経営の中心に置いて、事業を通じた社会課題の解決に努め、持続可能な未来を実現するために、地球環境と社会に貢献しながら成長し続ける企業グループを目指します。そのため、これまでの歴史で培ってきた基幹技術、多様な事業領域や強い知的財産、さらには幅広い業界における顧客基盤といった強みを結集し、「三新活動」^{*1}と「ニッチトップ戦略」^{*2}でイノベーションを加速させます。そして、環境・人類への貢献度合いが特に高い「PlanetFlagsTM/HumanFlagsTM」^{*3}の認定基準をも満たすことで社会課題の解決と経済価値の創造の両立を実現した「ダブル認定」^{*4}製品・サービスを創出・拡大していきます。

また、地球環境や人類社会にとって「なくてはならない」存在となり、持続的な成長をさらに加速させるために、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を特定しています。ESG領域に対して定めた10のマテリアリティに取り組むことで、さらなる企業価値の向上を図ります。

領域	ありたい姿	マテリアリティ
E (環境)	未来の地球を守る	気候変動への対応
		循環型社会の実現
		生物多様性の保全
S (社会)	人と社会を豊かにする	PlanetFlags TM /HumanFlags TM の創出
		労働者の安全確保
		多様な人財の活躍
		製品の安定供給
G (ガバナンス)	ステークホルダーの期待と信頼に応える	コンプライアンスの向上
		情報セキュリティの強化

- ※1. 新用途開拓と新製品開発に取り組むことで、新しい需要を創造する当社グループ独自のマーケティング活動
- ※2. 変化しながら成長するマーケットを見極め、その中のニッチな領域を対象に、当社グループ固有の技術・知見の融合と、ステークホルダーとの共創により、なくてはならない「製品」「機能」「ビジネスモデル」を継続的に生み出し、シェアNo.1を狙う、当社グループ独自の差別化戦略
- ※3. 当社グループは環境・人類に貢献する製品・サービスの認定スキームを2022年度に制定しました。当社グループの生み出す製品・サービスの環境・人類への貢献を可視化し、特に貢献度合いの高い製品・サービスをPlanetFlagsTM/HumanFlagsTMとして認定しています。
- ※4. PlanetFlagsTM/HumanFlagsTMとGlobal Niche TopTM/Area Niche TopTM双方の認定基準を満たす厳選された製品・サービス。当社グループは、ダブル認定を通じて、高い社会貢献と収益性を実現し、企業価値を向上します。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

①前中期経営計画「Nitto for Everyone 2025」の振り返り

当社グループは、2023年度から2025年度を対象期間とする中期経営計画「Nitto for Everyone 2025」を策定し、「ニッチトップ戦略×Nitto流ESG戦略」の実践をスローガンに掲げ、重点項目として「環境・人類に貢献する事業ポートフォリオ変革」「ニッチトップを生み出すイノベーションモデルの進化」「人財・チームの挑戦を加速する組織文化の改革」「変化を先取る経営インフラへの変革」に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度における財務目標として掲げた営業利益1,700億円、営業利益率17%を達成しました。一方で、ROE15%の目標には至らず、次の中期経営計画では、さらなる資本効率の向上に取り組めます。

②2030年目指す姿と新中期経営計画「Nitto RISE 2028」の策定

新たな中期経営計画の策定にあたり、これまで2030年ありたい姿として掲げていた「なくてはならないESGトップ企業」を、2030年目指す姿「なくてはならないESGニッチトップ企業」へと改定しました。これは、新中期経営計画「Nitto RISE 2028」では実行と成果を重視する段階へ移行すること、収益性のさらなる向上とNittoらしさの明確化を図ることを意図したものです。新中期経営計画「Nitto RISE 2028」は、2030年目指す姿の実現に向けたセカンドステップと位置づけ、2028年度の財務目標として「営業利益」「営業利益率」「ROE」を、未財務目標として8つの指標を掲げ、企業価値の向上に取り組めます。

当社グループは、「Nitto RISE 2028」の推進を通じて、お客様やパートナー様と共創イノベーションにより新たな価値を創出し、持続可能な地球環境・人類社会に「なくてはならない」存在として、ステークホルダーからの信頼と期待に応えてまいります。



③新中期経営計画「Nitto RISE 2028」の重点取組み

新中期経営計画「Nitto RISE 2028」では、「ダブル認定による新しい成長の実現」を重点取組みとし、社会課題の解決と経済価値の創造の両立を実現するためPlanetFlags™/HumanFlags™とGlobal Niche Top™/Area Niche Top™双方の認定基準を満たす「ダブル認定」製品・サービスの創出・拡大を推進していきます。

重点取組み

ダブル認定による新しい成長の実現

成長産業での社会課題の解決と経済価値の創造の両立



「デジタルインターフェース」「グリーンテック」「ヒューマンライフ」を重点分野として設定し、当社グループの基幹技術や三新活動といった強みを市場成長が見込まれるデジタル・次世代情報通信、半導体、環境・再生可能エネルギー、ライフサイエンス領域で展開し、経営資源を重点的に配分することで事業ポートフォリオの変革を進めます。

この重点取組みを支える施策として、「人的資本経営」「デジタル利活用」「脱炭素経営」に取り組むことで成長を確かなものとしていきます。

a 人的資本経営

当社グループは、持続的な成長を実現していくために「人財は最も重要な財産」と位置づけています。新しいイノベーションを創出・加速する土台となる「チャレンジを楽しむ」文化の醸成と、人事・育成制度の変革に取り組んでいきます。また、人財戦略である「誰もが生き活きとやりがいをもって活躍できる環境の構築」のもと、「個人の活性化」と「組織の活性化」を図る施策を推進し、事業の成長を目指します。

b デジタル利活用

当社グループは、デジタル技術の使いこなしが企業の競争力を高めると認識し、データとAIの活用により経営と現場の変革を進めていきます。価値創造に直結する「攻め」の施策として、デジタル利活用によりニッチトップ戦略や三新活動の確度・スピードを高める取組みを加速するとともに、これらのリソースを捻出する「守り」の取組みとして、サプライチェーンマネジメントの強靱化や業務効率化を推進します。また、「攻め」と「守り」を支えるインフラとしてデータ業務基盤の整備、データガバナンスやサイバーセキュリティの強化にも継続的に取り組めます。

c 脱炭素経営

当社グループは、気候変動への対応を経営上の重要課題と認識しており、脱炭素社会の実現に貢献していくことを目指します。PlanetFlags™の創出・拡大、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用、製造プロセスの革新を進めるとともに、原材料を供給いただけるパートナー様や、製品を使っただいただいているお客様との協働を通じたサプライチェーン全体を視野に入れた環境負荷低減を推進していきます。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「Nitto RISE 2028」において、事業の稼ぐ力と収益性を重視した経営指標として営業利益および営業利益率を、資本コストを意識した企業価値向上の達成度を計る指標としてROEを財務目標として掲げています。

財務目標	2025年度実績	2028年度目標	2030年度目標
営業利益	1,836億円	2,200億円	2,400億円以上
営業利益率	17.9%	20%	20%以上
ROE	12.2%	14%	15%以上

また、当社グループでは、現時点では未だ財務には至っていないが将来的に財務となり得る要素、あるいは財務に転換していく要素を“未財務”と呼び、8つの未財務指標を設定しています。これら未財務指標の目標達成に向けた活動を推進することで変革を加速し、さらなる企業価値の向上を図ります。

未財務指標		2025年度実績	2028年度目標	2030年度目標	関連するマテリアリティ	
製品系	ダブル認定売上収益比率 ^{※1}	40%	40%	50%以上	PlanetFlags™/ HumanFlags™の創出	
	ニッチトップ売上収益比率 ^{※2}	49.7% ^{※7}	50%	50%以上		
	Flags売上収益比率 ^{※3}	46%	50%	50%以上		
環境系	GHG排出量 ^{※4}	Scope1	集計中	300kton	330kton以下	気候変動への対応 循環型社会の実現
		Scope2		100kton	70kton以下	
		Scope3		1,520kton	1,460kton以下	
人財系	エンゲージメントスコア ^{※5}	81	84	85以上	多様な人財の活躍	
	チャレンジ比率 ^{※6}	58%	70%	85%以上		

※1. 社会課題の解決と経済価値の創造を実現した製品・サービスの創出・拡大を計る指標

※2. ニッチな領域でシェアNo.1を獲得した「なくてはならない」Nitto製品の創出・拡大を計る指標

※3. 社会課題の解決に「なくてはならない」製品・サービスの創出・拡大を計る指標

※4. Greenhouse Gas（温室効果ガス）の排出量を指し、気候変動に対する取組みの進捗を計る指標

※5. 組織の活性化を示す3要素（従業員の「帰属意識・貢献意欲」「生産的な職場環境」「心身の健康・活力」）を計る指標

※6. 新たな価値創造に向けて自分の経験や可能性を広げるチャレンジをした従業員の割合を計る指標

※7. 当社では、実績値については従来、小数点以下を四捨五入して表示しておりますが、当該項目につきましては、目標値（50%）に対する達成状況をより明確に示すため、例外的に小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 各セグメントの戦略と取組み

各セグメントにおける主な戦略と取組みは、次のとおりです。

・インダストリアルテープ

インダストリアルテープは、欧州においてスマートフォンなどの電子機器における修理する権利 (Right to Repair) の義務化が進む中、バッテリー固定用電気剥離テープの需要が拡大する見通しです。当社グループの剥離技術を活用し、さらなる事業拡大を図るべく、豊橋事業所に過去最大規模となる390億円の投資を決定しました。また、生成AIの普及を背景に、半導体やセラミックコンデンサー向け工程用材料の新たな用途展開による拡販を進め、インダストリアルテープ全体としてさらなる利益率の向上を目指します。

・オプトロニクス

オプトロニクスにおける情報機能材料は、半導体メモリ不足がIT機器やスマートフォンの生産台数に与える影響に注視が必要となるものの、成長領域である車載ディスプレイやフォルダブル (折り畳み式) スマートフォン向けのハイエンド製品に引き続き注力していきます。これらの領域では、単一商材だけではなく、関連する複数の商材を組み合わせたトータルソリューションを顧客に提供することでディスプレイの進化に貢献します。

また、市場環境の変化を踏まえ、中長期的な成長に向けて非ディスプレイ市場における新規事業創出に取り組んでいきます。

回路材料は、HDD市場においてデータセンター向けのストレージ需要が引き続き増加することに加え、HAMR (Heat-Assisted Magnetic Recording) などの新たな技術の進展によりHDDのさらなる高容量化が進むことが想定され、CISの需要が伸びる見通しです。また、ハイエンドスマートフォン向け高精度基板は、既存顧客に対し、既存用途に加え、新用途での新製品販売を予定しています。

・ヒューマンライフ

ヒューマンライフにおけるライフサイエンスは、核酸医薬の受託製造事業において、商用化ステージへ移行した大型案件の需要が増加する見通しです。また、核酸材料 (NittoPhaseTM) の需要増加を見据え、生産能力を強化した国内および米国の新工場が本格稼働する予定です。

核酸創薬においては、核酸DDS (Drug Delivery System) 設計技術の開発およびライセンス契約の締結に注力していきます。なお、難治性癌治療薬のライセンスアウトに向けた活動については、事業環境などを勘案しながら方向性を判断してまいります。

メンブレンは、各国における排水規制の強化を背景に、排水・廃液のゼロ化に貢献する製品の需要が増加する見通しです。また、顧客のコスト削減に貢献する省エネ・長寿命な製品の開発に注力していきます。

パーソナルケア材料は、引き続きおむつ向け衛生材料の新製品と生分解性技術を用いた環境貢献型製品の拡販を進め、収益性の改善を図ります。

・その他

その他における新規事業では、先端半導体、環境ソリューション、医療デバイスの分野でPlanetFlagsTM/HumanFlagsTMの候補となるテーマに経営資源を集中的に投入し、早期の事業化を目指します。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2026年3月31日現在)

CEO：グループ最高経営責任者 COO：グループ最高執行責任者
 CTO：グループ最高技術責任者 CFO：グループ最高財務責任者
 CHRO：グループ最高人事責任者



代表取締役 取締役社長
CEO、COO

高崎 秀雄



取締役 専務執行役員 CTO
 全社技術部門長

三木 陽介

担当

全社技術



取締役 専務執行役員 CFO
 経理財務本部長、輸出管理センター長

伊勢山 恭弘

担当

経理・財務、IR、輸出管理



取締役 専務執行役員 CHRO
 コーポレート人財本部長

大脇 泰人

担当

人事・教育、DE&I推進、
日本エリア経営



取締役 常務執行役員
 情報機能材料事業部門長

赤木 達哉

担当

情報機能材料事業



非常勤取締役

古瀬 洋一郎

重要な兼職

エバンストーン株式会社
 (代表取締役)



社外取締役

ウォン ライヨン

重要な兼職

First Penguin Sdn. Bhd.
 (Founder, Principal
 Trainer and Consultant)
 株式会社三井E&S
 (社外取締役 (監査等委員))



社外取締役

澤田 道隆

重要な兼職

花王株式会社
 (特別顧問)
 パナソニックホールディングス
 株式会社
 (社外取締役)
 株式会社小松製作所
 (社外取締役)



社外取締役

山田 泰弘

重要な兼職

株式会社日本カストディ銀行
 (取締役会長)



社外取締役

江藤 真理子

重要な兼職

TMI総合法律事務所
 (パートナー弁護士)
 スターゼン株式会社
 (社外取締役)
 株式会社アシックス
 (社外取締役 (監査等委員))



常勤監査役

徳安 晋



常勤監査役

高柳 敏彦



社外監査役

小橋川 保子

重要な兼職

JK&CREW税理士法人
(公認会計士・税理士)
株式会社JVCケンウッド
(社外取締役(監査等委員))



社外監査役

園 潔

重要な兼職

公益社団法人 関西経済連合会
(副会長)
損害保険ジャパン株式会社
(社外取締役(監査等委員))
関西電力株式会社
(社外取締役(指名委員、
監査委員))



社外監査役

服部 剛

重要な兼職

なし

- (注) 1. 常勤監査役徳安晋氏は、長年にわたり当社経理・財務等を中心とした管理部門の要職や当社海外現地法人代表取締役を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役小橋川保子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役園潔氏は、金融機関において長年にわたり経営に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と、社外取締役および社外監査役の重要な兼職先との間には特別の関係はありません。
6. 2026年4月1日、取締役の役職(地位)・担当等が次のとおり変更となりました。

※CSO：グループ最高戦略責任者

氏名	役職(地位)	担当等
高崎 秀雄	代表取締役 取締役会長 CEO	
赤木 達哉	代表取締役 取締役社長 COO	
三木 陽介	取締役 専務執行役員	特命事項担当
大脇 泰人	取締役 専務執行役員 CSO、CHRO コーポレート人財本部長	全社戦略、人事・教育、DE&I推進、日本エリア経営担当

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
1. 社外取締役	
ウォン ライヨン	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) ダイバーシティやサステナビリティの助言を目的とした企業代表者としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対して専門家の観点からの意見を期待しており、当事業年度において当社取締役会や指名・報酬諮問委員会で当該視点からの積極的な発言をいただきました。
澤田 道隆	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) ESG推進のトップランナー企業経営者としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対して幅広い意見を期待しており、当事業年度において当社取締役会や指名・報酬諮問委員会で当該視点からの積極的な発言をいただきました。なお同氏には、指名・報酬諮問委員会の議長を務めていただいています。
山田 泰弘	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) 金融経済の専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対して幅広い意見を期待しており、当事業年度において当社取締役会や指名・報酬諮問委員会で当該視点からの積極的な発言をいただきました。
江藤 真理子	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) 企業法務や労働問題の専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対して幅広い意見を期待しており、当事業年度において当社取締役会や指名・報酬諮問委員会で当該視点からの積極的な発言をいただきました。

氏名	主な活動状況
2. 社外監査役	
小橋川保子	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) 監査役会 100% (14回/14回) 経理・財務の専門家としての見識や経験に基づく適正な監査に加え、当社経営に対して専門家の観点からの意見を期待しており、当事業年度において当該視点から適正な監査を実施していただきました。また、指名・報酬諮問委員会においても、積極的な発言をいただいています。
園 潔	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) 監査役会 100% (14回/14回) 金融・財務分野に関する見識や経験に基づく適正な監査に加え、当社経営に対して専門家の観点からの意見を期待しており、当事業年度において当該視点から適正な監査を実施していただきました。また、指名・報酬諮問委員会においても、積極的な発言をいただいています。
服部 剛	出席の状況 取締役会 100% (12回/12回) 監査役会 100% (14回/14回) リスクマネジメントに関する見識や経験に基づく適正な監査に加え、当社経営に対して専門家の観点からの意見を期待しており、当事業年度において当該視点から適正な監査を実施していただきました。また、指名・報酬諮問委員会においても、積極的な発言をいただいています。

- (注) 1. 指名・報酬諮問委員会の構成・役割
 当社は、役員の指名、役員報酬制度などの重要課題に関し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、代表取締役の任意の諮問機関として、社外取締役および社外監査役を構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置しています。
 上記重要事項について指名・報酬諮問委員会での審議を経ることによって、代表取締役が社外取締役および社外監査役から事前に適切な助言を受けたうえで、取締役会において審議される体制を実現しています。
 このような体制により、取締役会における審議の客観性・透明性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っています。
2. 指名・報酬諮問委員会の活動状況
 当事業年度（2025年度）は7回開催し、全社外役員は諮問委員会の委員として、各分野における高い見識と豊富な経験に基づき重要な役割を果たしてきました。出席の状況および主な諮問、審議内容は以下のとおりです。
 <出席の状況>
 ・高崎秀雄 7回/7回 ・ウォンライオン 7回/7回 ・澤田道隆 7回/7回 ・山田泰弘 7回/7回 ・江藤真理子 7回/7回
 ・小橋川保子 7回/7回 ・園潔 7回/7回 ・服部剛 7回/7回
 <当事業年度（2025年度）の主な諮問、審議内容>
 ・経営陣のサクセッションプランについて
 ・役員報酬制度の見直しについて
3. 指名・報酬諮問委員会の改編
 指名・報酬諮問委員会の役割および取締役会との関係性について整理を行った結果、経営陣の指名および報酬に関する事項について、取締役会が適切に関与し、その監督機能をより明確に発揮するため、2026年6月19日より任意の指名・報酬諮問委員会を、代表取締役の諮問機関から取締役会の諮問機関として改めて位置づけることといたしました。同委員会はその公平性・透明性・客観性確保のため、社外取締役が委員の過半数を占める構成とする予定です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役、監査役、執行役員（以下、総称して「当社役員」という）および当社グループである日東シンコー株式会社の役員を被保険者として、被保険者が職務遂行中の行為に起因する訴訟を起こされた場合に生じた損害（損害賠償金や争訟費用など）を填補することとしております。なお、当該保険には被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。保険料は、当社役員については当社が全額負担し、日東シンコー株式会社の役員については同社が全額負担としております。

(5) 役員報酬等の額または算定方法に係る決定に関する方針の概要

①取締役の報酬

a 取締役報酬の基本方針

- ・ [Nitto Person] *を取締役として登用できる報酬内容とする。
- ・ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高める報酬体系とする。
- ・ 公正で透明性のある報酬決定プロセスとする。

*これまでの経験による深い見識や高い専門性を有することを基本として、それに加えて経営理念を理解し、実践し、結果を出し、新しいことにチャレンジし続けられる者

b 報酬構成

取締役（非常勤取締役・社外取締役を除く）の報酬は、次のとおりとします。

種類	項目	内容、額または数の算定方法、および支給時期に関する方針
固定報酬	基本報酬 (金銭)	職位、職責、在任年数に応じた月額金銭報酬を支給する。
短期的 業績連動報酬	役員賞与 (金銭)	年度ごとの当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的として、当該事業年度経過後に金銭報酬を支給する。各人の支給額は、1事業年度を評価期間として、連結営業利益および連結ROE ^{*1} に基づく全社業績指標の達成度合いならびに各取締役の担当別目標の達成度合いにより決定する。
中期的 業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	中期的業績向上のインセンティブの追加的報酬と位置付け、連続する3事業年度経過ごとに株式報酬を支給する。各人の支給株式数は、業績評価期間の開始から3年が経過した時点での連結営業利益、連結ROE、ESG項目（当社が重要課題と位置付けた未財務目標 ^{*2} ）により決定する。高い目標値を設定するものとし、目標不達成の場合は支給せず、目標達成度合いに応じて0%~150%で変動する。
中長期的 業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	株主と利害を共有し中長期的業績を反映させるため、事業年度ごとに株式報酬を支給する。各人の支給株式数は職位、職責、在任年数に応じて決定し、退任時まで譲渡制限を設けることにより、報酬が市場価格と連動する仕組みとする。

※ 1. 連結営業利益は結果への拘り、連結ROEは事業の安定性を測る指標として採用。

2. ESG項目はサステナブルな企業価値向上を測る指標として採用。なお、「未財務」は、現時点では未だ財務情報には至っていないが将来的に財務となり得る要素、或いは財務に転換していく要素を指します。

非常勤取締役・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成します。

c 報酬水準の設計の方針

当社の役員等の報酬水準は、業界水準に対して競争力のある水準とするため、同規模、同業種の主要企業群をベンチマークとし設定しております。

d 報酬構成比率

標準評価における構成比率の目安は、基本報酬：役員賞与：譲渡制限付株式報酬＝30%：60%：10%とします。なお、中期目標達成時には追加報酬として業績連動型株式報酬を支給しますが、標準評価では支給しません。

e 決定プロセスに関する方針

各取締役の報酬の基準額、算定方法、各種報酬の構成比率、報酬支給時期または条件等の方針については、当社の事業内容、経営環境、当社と同規模、同業種の主要企業における役員報酬水準等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで取締役会が決定いたします。

任期ごとの基本報酬および役員賞与の各取締役への配分については、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容の決定について委任されております。取締役社長は、社外取締役以外の取締役の目標達成の評価を行う地位にあることから、配分についても決定することが合理的と考えております。決定に際しては、基本報酬は職位、職責、在任年数に応じて定められ、また役員賞与は、上記のあらかじめ定めた基準額および算定方法に基づき、各取締役の担当別目標の達成度合いを勘案したうえで行うこととし、いずれも恣意的な決定がなされないような仕組みとしております。業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬は、あらかじめ定める算定式により、取締役会で各取締役の割当株式数を決定いたします。

②監査役の報酬

a 監査役報酬の基本方針

- ・「Nitto Person」を監査役として登用できる報酬内容とする。
- ・取締役による職務執行に対する監査等の職務を担うことに資する報酬体系とする。

b 報酬構成

監査役の報酬は、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含めず、固定報酬である基本報酬のみで構成します。

c 報酬水準の設計の方針

当社の役員等の報酬水準は、業界水準に対して競争力のある水準とするため、同規模、同業種の主要企業群をベンチマークとし設定しております。

d 決定プロセスに関する方針

監査役の個人別の報酬の内容については、監査役の協議によって決定します。

(6) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬			
		基本報酬 (金銭)	役員賞与 (金銭)	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	967	297	500	56	113	6
社外取締役	78	78	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	88	88	—	—	—	2
社外監査役	51	51	—	—	—	3

- (注) 1. 取締役の基本報酬および役員賞与の限度額は、2022年6月17日開催の第157回定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役役1億2千万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名（うち、社外取締役6名）です。また、監査役の基本報酬の限度額は、2021年6月18日開催の第156回定時株主総会において、年額1億4千4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は5名です。
2. 上記表の取締役（社外取締役を除く）の役員賞与は、注1.に記載の株主総会の決議に基づき、取締役会の決議により支払う予定の額です。なお、非常勤取締役に對する役員賞与の支払いはありません。
3. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬の限度額および上限株式数は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において、年額3億6千4百万円、242,000株と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名）です。
4. 上記表の業績連動型株式報酬は、当事業年度において費用計上した金額であり、費用計上時点の株価を基礎として算定した支払予定額を記載しております。また、前事業年度分につき、費用計上時と株式交付時の株価の差異により5百万円の減少が生じておりますが、当該差額は上記表の金額には含まれておりません。
5. 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の限度額および上限株式数は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において、年額2億4千3百万円、160,000株と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名）です。
6. 取締役の基本報酬については、決定プロセスに関する方針に従い、取締役会決議に基づき、高崎秀雄取締役社長にその具体的内容の決定を委任しております。また、取締役の役員賞与については、同方針に従い、取締役会決議に基づき、赤木達哉新取締役社長にその具体的内容の決定を委任する予定です。
7. 役員賞与および業績連動型株式報酬については、連結営業利益および連結ROEを業績指標としております。また、業績連動型株式報酬については、これらに加え、中期経営計画において計画されたESG項目の達成個数を業績指標としております。当事業年度における連結営業利益は1,836億1千5百万円、連結ROEは12.2%、ESG項目については6個を達成しました。なお、譲渡制限付株式報酬は市場価格と連動する報酬であり、業績連動報酬等には該当しないため、実績として開示すべき事項はありません。
8. 当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等に関しても、決定プロセスに関する方針に従って支給する（もしくは予定する）ものであり、取締役会はその内容が報酬方針に沿うものであると判断しております。
9. 使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は上記報酬等と別枠ですが、当事業年度は使用人分給与の支給はありません。
10. 当社は、2024年9月30日を基準日、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、注3.ならびに注5.については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	269
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	300

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者）の監査を受けている子会社があります。

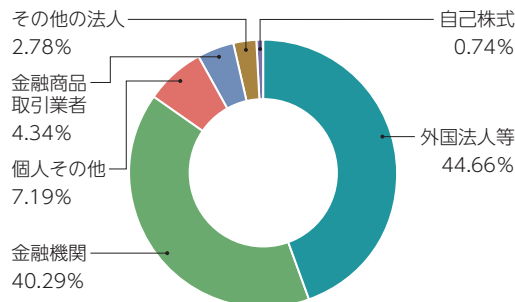
(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の定めに基づく会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、あるいは監査基準に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、その決議により、会計監査人の再任をせず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。また、上記以外にも会計監査人の継続監査年数を勘案して再任・不再任の決定を行う方針です。

5. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 678,659,700株
(うち、自己株式の数 4,999,950株)
- (3) 株主数 34,172名
- (4) 大株主 (上位10名)

▶ (ご参考) 所有者別分布状況



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	170,514 千株	25.31 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	68,890	10.23
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	14,049	2.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,539	2.01
J P モルガン証券株式会社	13,128	1.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,620	1.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	12,039	1.79
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	11,258	1.67
日本生命保険相互会社	10,410	1.55
JP MORGAN CHASE BANK 385781	9,961	1.48

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき算出しております。
2. 次のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、当社としては2026年3月31日現在の株主名簿に従って記載しております。
- なお、当社は、2024年9月30日を基準日、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、大量保有報告書が提出された時点での株数を記載しております。
- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーおよび共同保有者の計2名 | 6,167,640株 | (2024年6月28日現在) |
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび共同保有者の計3名 | 33,322,320株 | (2025年7月14日現在) |
| 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および共同保有者の計2名 | 59,029,505株 | (2025年9月15日現在) |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 75,225,400株 | (2025年10月15日現在) |
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー | 17,237,777株 | (2026年2月13日現在) |
| ブラックロック・ジャパン株式会社および共同保有者の計13名 | 63,469,747株 | (2026年4月15日現在) |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付された株式の状況

名 称	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬
株式の種類および数	当社普通株式 49,700株	当社普通株式 41,700株
交付対象者数	取締役 3名	取締役 5名

(注) 上記株式報酬は、非常勤取締役、社外取締役および監査役は付与対象者ではありません。

(6) 新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	株式報酬型ストックオプション
新株予約権の数	467個 (新株予約権 1 個当たり500株)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 233,500株
行使価額 (行使時の1個当たり払込金額)	500円
行使期間	・発行日の翌日から30年後まで ・当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間
保有者数および個数	取締役 4名 467個

(注) 1. 上記新株予約権は、非常勤取締役、社外取締役および監査役は付与対象者ではありません。

2. 当社は、2024年9月30日を基準日、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
上記の新株予約権は当該株式分割後の株式数を記載しております。

②当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制基本方針および運用状況の概要

当社グループは、「経営理念」として、当社グループが果たすべき「Mission」（新しい発想でお客様の価値創造に貢献します。）、および役職員共通の価値観、心構え、行動基準を示した「The Nitto Way」を定めています。そして、「The Nitto Way」の「安全をすべてに優先します。」には身体の安全だけでなく経営の安全も含まれるものとし、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制体制）の構築および運用状況の確認は、重要な経営プロセスであると認識しています。

このような考え方のもと、当社グループは「内部統制基本方針」を次のとおり定めています。

【1】コンプライアンス推進体制 (会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、同項第5号)

(取締役会決議内容の概要)

(1) 行動基準の策定

当社グループのコンプライアンスの基礎として、当社グループ役職員が事業活動において法令および倫理に則って行動できるよう「Nittoグループビジネス行動ガイドライン」を定める。

(2) 担当役員および担当部署の設置

当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員（取締役または執行役員）を定め、コンプライアンス担当部署を設置する。

(3) 内部通報制度の整備

内部通報体制として、コンプライアンス担当部署がその窓口となるほか、社外の専門機関を直接の情報受領者とする社外窓口を整備する。コンプライアンス担当部署は通報案件の対応および再発防止体制の整備を行う。

(運用状況の確認)

- ・「Nittoグループビジネス行動ガイドライン」の浸透を目的に、当社グループの役職員に対し各種教育活動を実施しています。
 - ・コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス担当部署を中心に、上記周知・教育を含めコンプライアンス推進活動を実施しています。
 - ・内部通報窓口寄せられた通報について、問題解決および再発防止に努め適切な対策を講じています。
-

【2】リスクマネジメント推進体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号、同項第5号)

(取締役会決議内容の概要)

(1) 事業リスクのマネジメント体制の整備

事業構成や海外での事業運営にかかわるリスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発力や知的財産権など技術競争力に関するリスク等（以下、「事業リスク」という）について、各事業執行部署がこれを管理する。

(2) 業務リスクのマネジメント体制の整備

安全・環境・災害や製品の品質・欠陥に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法に関するリスク等（以下、「業務リスク」という）について、専門機能部署が管理する。

(3) エリアにおけるリスクモニタリング体制の整備

グローバルなリスクモニタリング体制を実現するため、主要地域ごとにエリア経営担当役員を配置し、エリア統括機能を整備する。

(4) 役員によるリスクモニタリング体制の整備

事業リスクについては、各事業執行部署が必要に応じて当社取締役会、経営戦略会議に報告する。業務リスクについては、リスクマネジメント担当役員および担当部署を設置し、当社取締役会、経営戦略会議が業務リスクの報告を受ける体制を整備する。

(5) 危機管理体制の整備

緊急事態または事故・災害（以下、総称して「緊急事態等」という）が発生した場合に備え、速やかに当社取締役社長およびリスクマネジメント担当役員に報告される体制を整える。緊急事態等が発生した場合には、損害を最小限に止め事業を継続し早期に復旧するため、当社取締役社長のもと危機対策本部を設置する。

(運用状況の確認)

- ・事業リスクは、各事業執行部署がモニタリングを実施し、取締役会および経営戦略会議への経営状況報告を通じて、適切な管理を行っています。
 - ・業務リスク（コンプライアンスリスクも含む）は、専門機能部署およびエリア統括がモニタリングを実施し、取締役会および経営戦略会議へのリスクモニタリング報告を通じて、適切な管理を行っています。
 - ・あわせて、これらのリスクについては、リスクマネジメント担当役員および担当部署が、取締役会および経営戦略会議への報告体制を整備し、リスク評価を行っています。
 - ・緊急事態報告規程等のもと、緊急時のための危機管理体制を整備しています。
-

【3】業務効率化の推進体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、同項第5号)

(取締役会決議内容の概要)

(1) 取締役会の効率化推進

当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2) 権限移譲による効率化推進体制

当社グループの具体的な経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、その重要度に応じて、当社取締役会決議とするほか、当社取締役（社外取締役を除く）および執行役員によって構成される経営戦略会議（原則月1回開催）での決議、各事業執行部署主催の会議での決議または稟議決裁による決定とする。

(3) 当社グループの報告体制の整備

当社グループ会社の経営上の意思決定および重要事項について、当社での決議のほか、当社との事前協議、当社への報告など、当社が必要に応じてその意思決定に関与する体制とすることにより、グループ全体の業務の適正を確保する。

(4) 担当役員の設置

当社グループの業務執行の決定機関、責任者およびその責任範囲、業務執行手続、報告先等について、グループ意思決定規程・基準等（以下、「意思決定規程等」という）を整備する。意思決定規程等の整備は経営戦略担当役員が担当し、定期的にその内容を見直す。

(5) 業務文書の管理および保存に関する体制整備

当社株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、稟議決裁文書等取締役の職務執行に係る文書については、文書管理および保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(運用状況の確認)

- ・グループ意思決定規程に基づく承認、報告案件区分に従い、取締役会、経営戦略会議等において適切な意思決定を行っています。
 - ・グループ意思決定規程に基づく事前承認、報告案件区分に従い、当社グループ会社の重要な案件について、当社での審議を行うなど、グループガバナンス体制を構築しています。
 - ・グループ意思決定規程の定期見直しを実施しています。
 - ・意思決定プロセスの運用実効性を確保するため、起案および審議に係る運用の改善を行っています。
 - ・担当管理部署が、当社の決裁文書を規程等に従い適切に保存しています。
-

【4】内部監査体制

(会社法第362条第4項第6号)

(取締役会決議内容の概要)

- ・当社グループの内部監査を実施するため、内部監査担当部署を設置する。内部監査の結果は、取締役会に報告する。
-

(運用状況の確認)

- ・内部監査担当部署が内部監査を実施し、取締役会および代表取締役への報告を通じて、適切な管理を行っています。
-

【5】 監査役監査の実効性確保に関する方針 (会社法施行規則第100条第3項)

(取締役会決議内容の概要)

(1) 監査役監査支援全般

- ・当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識、理解し、当社グループに対しその旨周知徹底するとともに、内部監査体制の充実を図る。

(2) 監査役スタッフの設置

- ・当社監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。
- ・監査役スタッフは、組織上、独立した部署に所属し、直接監査役の指揮命令下で業務を行う。
- ・監査役スタッフの選任、異動については常勤監査役の了解を得たうえで決定する。
- ・監査役スタッフの評価については、常勤監査役が決定する。
- ・監査役スタッフは業務執行にかかる役職を兼務しない。

(3) 監査役への報告体制の整備

- ・当社取締役および使用人は、監査役（会）が定める監査計画に従って、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告する。
- ・前記にかかわらず、当社監査役は必要に応じていつでも、当社取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、重要な会議への出席およびそれら会議の議事録または稟議決裁書類および各種報告書の閲覧を求めることができる。
- ・内部通報や緊急事態等について、当社監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- ・当社監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(4) 監査役監査の費用に関する方針

- ・当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(5) その他方針

- ・当社監査役が会計監査人および内部監査担当部署等と連携しグループ会社の監査役とも意見・情報交換等を行うことにより、効率的に監査を行うことができる体制を確保する。
- ・前記監査のほか、監査役が必要に応じていつでも各グループ会社の監査役および取締役・経営幹部に報告を求めることができる体制を確保する。

(運用状況の確認)

- ・監査役会規程等を整備するとともに、業務執行から独立した監査役スタッフが監査役業務を補助することにより、監査役監査体制の実効性を確保しています。
 - ・取締役会や経営戦略会議等の主要な会議体には監査役の出席を得ているとともに、監査役から要求された重要書類は監査役の閲覧に供しています。
 - ・社内外の専門窓口については監査役にも報告する体制を構築し、これに基づき運用・実施しています。
 - ・監査役会規程等において監査役費用に関する規定のもと、これに基づき運用・実施しています。
-

(2) 会社の支配に関する方針

当社株式の大規模買付け行為に対する基本的な考え方は、次のとおりであります。

当社は、株式の大量保有を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えておりますが、一方では高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在も否定できず、そのような買収者から当社の基本理念やブランドおよび株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じる方針です。

7. その他

(1) 当社グループの主要な拠点

当 社	本社	本社（大阪市北区）、東京本社（東京都港区）
	事業所 （工場、研究所）	東北（宮城県大崎市）、関東（埼玉県深谷市）、 豊橋（愛知県豊橋市）、亀山（三重県亀山市）、 滋賀（滋賀県草津市）、茨木（大阪府茨木市）、 尾道（広島県尾道市）
	支店	東京（東京都港区）、名古屋（名古屋市中区）、 大阪（大阪市中央区）、九州（福岡市博多区）
日 昌 株 式 会 社	大阪市北区	
N i t t o E M E A N V	ベルギー ヘンク	
N i t t o B e l g i u m N V	ベルギー ヘンク	
N i t t o , I n c .	アメリカ ティーネック	
Nitto Denko Avecia Inc.	アメリカ ミルフォード	
Nitto Advanced Film Gronau GmbH	ドイツ グローナウ	
Nitto Denko (China) Investment Co., Ltd.	中国 上海	
Taiwan Nitto Optical Co., Ltd.	台湾 台中	
Korea Nitto Optical Co., Ltd.	韓国 平澤	
Nitto Denko (HK) Co., Ltd.	中国 香港	
Shanghai Nitto Optical Co., Ltd.	中国 上海	
Shenzhen Nitto Optical Co., Ltd.	中国 深圳	
Nitto (China) New Materials Co., Ltd.	中国 上海	
Nitto Denko (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール クイーンズタウン	
Nitto Denko Material (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ	
Taiwan Nitto Corporation	台湾 台北	

(2) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

	使用人の数	前事業年度末比
当社グループ	26,477名	708名増
うち当社	6,813名	84名増

(注) 使用人の数には、使用人兼務役員および臨時雇用者を含んでおりません。

(3) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 本事業報告記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率 (%) は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

【参考情報】

当社のコーポレートガバナンス報告書については、下記のウェブサイトに掲載しており、取締役会の実効性評価およびコーポレートガバナンス体制図については、当社ウェブサイトのほか同報告書でも開示しております。

<https://www.nitto.com/jp/ja/ir/governance/cgreport/>

経営に関する重要事項の意思決定等を行う経営戦略会議の構成メンバーである執行役員一覧については、下記のウェブサイトに掲載しております。

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/corporate/board/VicePresidents/

当社グループの取組み内容を記した統合報告書については、下記のウェブサイトに掲載しております。

<https://www.nitto.com/jp/ja/sustainability/report/>

Financial statements

連結計算書類

計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	当連結会計年度 (2026年3月31日現在)	前連結会計年度(ご参考) (2025年3月31日現在)
資産		
流動資産	797,294	750,209
現金及び現金同等物	359,805	363,344
売上債権及びその他の債権	231,880	210,418
棚卸資産	157,870	142,932
その他の金融資産	19,436	7,732
その他の流動資産	28,301	25,781
非流動資産	644,463	571,711
有形固定資産	466,960	417,636
使用権資産	20,608	19,058
のれん	64,125	57,167
無形資産	16,942	17,026
持分法で会計処理されている投資	6,687	7,319
金融資産	13,516	11,096
繰延税金資産	19,095	17,873
その他の非流動資産	36,526	24,533
資産合計	1,441,757	1,321,920

科 目	金 額	
	当連結会計年度 (2026年3月31日現在)	前連結会計年度(ご参考) (2025年3月31日現在)
負債		
流動負債	225,970	221,735
仕入債務及びその他の債務	103,605	100,508
借入金	—	455
未払法人所得税等	17,932	28,183
その他の金融負債	39,828	36,102
その他の流動負債	64,604	56,485
非流動負債	66,683	55,070
その他の金融負債	21,711	20,160
確定給付負債	29,809	28,991
繰延税金負債	11,780	3,856
その他の非流動負債	3,381	2,062
負債合計	292,653	276,806
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	1,148,027	1,044,083
資本金	26,783	26,783
資本剰余金	49,934	49,934
利益剰余金	912,008	890,040
自己株式	△13,849	△31,799
その他の資本の構成要素	173,150	109,124
非支配持分	1,075	1,031
資本合計	1,149,103	1,045,114
負債及び資本合計	1,441,757	1,321,920

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	当連結会計年度 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	前連結会計年度(ご参考) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上収益	1,028,171	1,013,878
売上原価	637,408	618,365
売上総利益	390,763	395,513
販売費及び一般管理費	156,322	151,835
研究開発費	48,025	46,771
その他の収益	12,571	11,827
その他の費用	15,371	23,066
営業利益	183,615	185,667
金融収益	3,258	2,901
金融費用	2,045	3,131
持分法による投資損益 (△は損失)	147	△108
税引前当期利益	184,976	185,329
法人所得税費用	51,438	48,021
当期利益	133,537	137,307
当期利益の帰属		
親会社の所有者	133,498	137,237
非支配持分	38	70

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	当連結会計年度 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	前連結会計年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	184,976	185,329
減価償却費及び償却費	70,677	65,595
減損損失	4,717	12,339
確定給付負債の増減額	△1,196	1,048
売上債権及びその他の債権の増減額	△4,670	△3,791
棚卸資産の増減額	△5,957	△8,526
仕入債務及びその他の債務の増減額	332	2,369
前受金の増減額	540	△413
利息及び配当金の受入額	3,214	2,849
利息の支払額	△1,036	△809
法人税等の支払額または還付額	△57,302	△34,304
その他	△2,111	△3,779
営業活動によるキャッシュ・フロー	192,183	217,908
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	△96,607	△106,003
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	4,534	208
定期預金の増減額	△12,110	△2,371
投資有価証券の取得による支出	△3,123	△762
投資有価証券の売却による収入	8	55
関係会社株式の取得による支出	△206	△6,256
その他	68	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△107,436	△115,105
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金金の純増減額	-	109
リース負債の返済による支出	△6,626	△5,822
自己株式の増減額	△60,287	△35,062
配当金の支払額	△39,667	△38,040
その他	△15	△75
財務活動によるキャッシュ・フロー	△106,597	△78,890
IV 現金及び現金同等物に係る為替換算差額の影響額	18,311	△2,837
V 現金及び現金同等物の増減額	△3,538	21,074
VI 現金及び現金同等物の期首残高	363,344	342,269
VII 現金及び現金同等物の期末残高	359,805	363,344

連結持分変動計算書

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	26,783	49,934	890,040	△31,799	109,124	1,044,083	1,031	1,045,114
当期利益			133,498			133,498	38	133,537
その他の包括利益					70,067	70,067	24	70,092
当期包括利益合計	—	—	133,498	—	70,067	203,566	63	203,629
株式報酬取引		19			△88	△69		△69
配当金			△39,667			△39,667	△19	△39,687
自己株式の変動		△77,835		17,950		△59,884		△59,884
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替			5,952		△5,952	—		—
利益剰余金から資本剰余 金への振替		77,815	△77,815			—		—
その他						—	0	0
所有者との取引額等合計	—	0	△111,530	17,950	△6,041	△99,622	△18	△99,640
当期末残高	26,783	49,934	912,008	△13,849	173,150	1,148,027	1,075	1,149,103

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 87社

主要会社：日昌(株)、Nitto EMEA NV、Nitto Belgium NV、Nitto, Inc.、Nitto Denko AVECIA Inc.、
Nitto Advanced Film Gronau GmbH、Nitto Denko (China) Investment Co., Ltd.、
Taiwan Nitto Optical Co., Ltd.、Korea Nitto Optical Co., Ltd.、
Nitto Denko (HK) Co., Ltd.、Shanghai Nitto Optical Co., Ltd.、
Shenzhen Nitto Optical Co., Ltd.、Nitto (China) New Materials Co., Ltd.、
Nitto Denko (Singapore) Pte. Ltd.、Nitto Denko Material (Thailand) Co., Ltd.、
Taiwan Nitto Corporation

② 連結子会社の増減

増加：5社
減少：1社

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結計算書類提出会社と同じもの 70社

連結計算書類提出会社と異なるもの 17社

※上記17社については、連結決算日において仮決算をしたうえで連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 金融資産

非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての非デリバティブ金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になる取引日に認識しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

以下の2つの要件がともに満たされる場合、金融資産は「償却原価で測定される金融資産」に分類されます。

- ・当社グループの事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであること
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

償却原価で測定される金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は公正価値で当初認識され、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。また、事後に実効金利法によって算出された金融収益と当初測定額の累計額で測定され、減損損失控除後の金額を帳簿価額として計上しております。重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初認識しております。事後に減損損失控除後の金額を帳簿価額として計上しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(i) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の2つの要件がともに満たされる負債性金融商品は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されます。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されていること
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

すべてのその他の資本性金融商品に対する投資について、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという取消不能の選択を行っております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、実現した公正価値の変動による損失または利得及び認識された減損損失は純損益に振り替えられることはありません。ただし、当該投資に係る受取配当金は、その配当金が投資元本の払い戻しであることが明らかな場合を除き、純損益の一部として「金融収益」に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合、または(a) (b)以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) (c)の公正価値で測定される金融資産は公正価値で当初認識されます。当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除いて、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価は平均法を用いて算定しております。製品及び仕掛品の取得原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費及び関連する製造間接費（正常生産能力に基づいている）から構成されております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から関連する変動販売費を控除した額であります。

3) のれんの評価基準

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値が、取得した識別可能な純資産の当社グループ持分の公正価値を超過する額として測定しています。

4) 非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産は、事象あるいは状況の変化により、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損の有無について検討しております。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額については減損損失を認識しております。回収可能価額とは、資産の売却費用控除後の公正価値と、使用価値のいずれか高い金額であります。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いております。減損を検討するために、資産は個別に識別可能なキャッシュ・フローが存在する最小単位（資金生成単位）にグループ分けされます。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産は償却の対象ではなく、少なくとも年1回、資産の回収可能価額を見積り、その帳簿価額と比較する減損テストを実施しております。

のれんについても毎期減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額が帳簿価額となります。のれんは、減損テストのために企業結合のシナジーによる便益を得ることが期待される各資金生成単位に配分されます。

のれんを除く、過去に減損を認識した有形固定資産及び無形資産については、各報告期間の末日において減損が戻入れとなる可能性について評価を行っております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（使用権資産を除く）

定額法

2) 無形資産（使用権資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

3) 使用権資産

リース期間と使用権資産の原資産の耐用年数のいずれか短い方の期間を耐用年数とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、現時点の貨幣の時間価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定します。時の経過により引当金が増加した場合は、金融費用として認識します。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

1) 外貨建取引

当社グループの各企業の計算書類に含まれる項目は、企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨（以下「機能通貨」という。）を用いて測定しております。

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて、または計算書類項目について再測定を実施する場合にはその評価日における為替レートを用いて、機能通貨に換算しております。これらの取引の決済から生じる為替差額、並びに外貨建の貨幣性資産及び負債を決算日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は純損益で認識しております。

2) 在外営業活動体

表示通貨とは異なる機能通貨を使用している在外営業活動体については、資産及び負債（取得により生じたのれんと公正価値の修正を含む）は期末日レート、収益及び費用は期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の資本の構成要素に含めて計上しております。

⑤ デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

当社グループは将来の為替変動リスク及び金利変動リスク等をヘッジする目的で、一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っております。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。当社グループはまた、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかどうかについての評価も文書化しております。また、予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するために、当該予定取引の発生可能性が非常に高いことを確認しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、その他の資本の構成要素で認識しております。非有効部分は連結損益計算書において純損益に認識しております。

その他の資本の構成要素に認識されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象が損益に影響を与える期に、純損益に振り替えております。ヘッジ対象である予定取引が非金融資産の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益に認識されていた金額は振り替えられ、当該資産の取得原価の当初測定に含まれます。

ヘッジ手段が失効または売却された場合、あるいはヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。すでにその他の資本の構成要素で認識しているヘッジ手段に係る金額は、予定取引が最終的に純損益で認識される時点まで引き続き計上されます。予定取引の発生がもはや見込まれなくなった場合は、その他の資本の構成要素に認識されていたヘッジ手段に係る金額をただちに純損益に認識しております。

⑥ 従業員給付

1) 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

2) 長期従業員給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して、確定給付型及び確定拠出型の退職後給付制度を設けております。

確定給付年金制度に関連して認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額となっております。確定給付債務は、独立した数理人が予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。確定給付債務の現在価値は、債務の支払見込期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建の優良社債の利率を用いて、見積将来キャッシュ・アウトフローを割引くことで算定しております。

実績による修正及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異は、発生した期間に、その他の包括利益に計上したうえで即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の損益として認識しております。

確定拠出制度については、当社グループは公的または私的管理の年金保険制度に対し拠出金を支払っております。拠出金の支払を行っている限り、当社グループに追加的な支払債務は発生しません。拠出金は、支払期日において従業員給付費用として認識されます。

⑦ 収益認識

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループは、「インダストリアルテープ事業」、「オプトロニクス事業」及び「ヒューマンライフ事業」を主な事業としており、これらの事業においては物品販売及びライセンスビジネス（特許使用許諾や技術供与等）を行っております。

物品販売については、契約の定めに基づき顧客に物品を引渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、「ヒューマンライフ事業」における一部の医療関連材料の製造及び販売に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、製造の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、原価の発生が製造の進捗度に比例すると判断しているため、発生したコストに基づくインプット法により行っております。

ライセンスビジネスについては、契約の実質に従って履行義務が充足される時点を判断しており、サービスの提供とともに、もしくはサービスの完了時に収益を認識しております。ただし、ランニング・ロイヤリティ収入については、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

また、収益は顧客への財の移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額から、値引、割戻し等を控除後の金額で測定しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類における計上額
有形固定資産466,960百万円、のれん64,125百万円、無形資産16,942百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 4)非金融資産の減損 を参照ください。

(2) 繰延税金資産の回収可能性の評価

- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類における計上額 繰延税金資産19,095百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
当社グループは、繰延税金資産の回収可能性について、每期評価しており、当社グループの繰延税金資産の回収可能性に関する重要な不確実性を考慮して、繰延税金資産を認識しております。

(3) 確定給付負債の測定

- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類における計上額 前払年金費用 (注)29,043百万円、確定給付負債29,809百万円
(注) 前払年金費用は、連結財政状態計算書類上、「その他の非流動資産」に含まれております。
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥従業員給付 2)長期従業員給付 を参照ください。

3. 追加情報に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び総合的な株主還元策の一環として実施いたします。

(2) 自己株式の取得の内容

- | | |
|-------------|--|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 20,000,000株（上限）
（2026年3月30日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：
2.97%） |
| ③ 株式取得価額の総額 | 500億円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2026年4月8日から2026年8月31日まで |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

4. 連結財政状態計算書に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 902,345百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 678,659千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	19,458	28	2025年3月31日	2025年6月23日	利益剰余金
2025年10月27日 取締役会	普通株式	20,209	30	2025年9月30日	2025年11月28日	利益剰余金
計	—	39,667	—	—	—	—

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌期となるもの

2026年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 20,209百万円

1株当たり配当額 30円

基準日 2026年3月31日

効力発生日 2026年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 250,500株

(4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	11,826,050	21,427,900		28,254,000		4,999,950

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2025年1月27日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加

21,427,900株

主な減少数の内訳は、次のとおりであります。

2025年6月20日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の処分による減少

152,900株

2025年9月25日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少

28,101,050株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本リスク管理

当社グループは、経営の健全性・効率性を堅持し、持続的な成長を実現するため、安定的な財務基盤を構築及び維持することを資本リスク管理の基本方針としております。当該方針に沿い、競争力のある製品の開発・販売を通じて獲得している潤沢な営業キャッシュ・フローを基盤として、設備投資、配当、M&A、自己株式取得による株主還元、及び借入金返済を実施しております。

(2) 財務上のリスク管理

リスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避することを基本方針とし、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避することを目的とし、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規程に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

当社グループの主要な財務上のリスク及び管理方針の詳細は、(3) 財務リスクを参照ください。

(3) 財務リスク

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動の過程で保有する金融商品は固有のリスクに晒されます。リスクには、主に (a) 市場リスク ((i) 為替リスク、(ii) 価格リスク、(iii) 金利リスク)、(b) 信用リスク、(c) 流動性リスクが含まれます。

(a) 市場リスク

(i) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、当社及び各子会社が製造した製品等を海外にて販売しております。このため、当社及び各子会社が機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権債務等を報告期間末日の為替レートを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク (以下「為替リスク」という。) に晒されております。当社グループの為替リスクは、主に、米ドルの為替相場の変動によるものであります。

当社グループでは、外貨建ての営業債権債務等について、為替リスクに晒されておりますが、通貨別月別に外貨建ての営業債権債務等の残高を把握し、原則としてこれをネットしたポジションについて先物為替予約等を利用することで、当該リスクをヘッジしております。

(ii) 価格リスク

当社グループが保有する資本性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式保有によるグループ企業価値の長期的な向上を目的に取得したものであり、短期で売買することを目的に保有しておりません。資本性金融商品には非上場株式が含まれており、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引状況や保有に伴うリターンが、当社が考える資本コストに見合っているかなどを検証し保有可否を判断しております。

したがって、当社グループにとって、現在の価格リスクは重要でないと考えております。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金などの債務及び定期預金や貸付金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されます。

当社グループは、グループ内の資金を効率的に活用し、有利子負債を極力削減する取組みを行っております。その結果、有利子負債は総資産に比べ僅少となっております。

したがって、当社グループにとって、現在の金利リスクは重要でないと考えております。

(b) 信用リスク

当社グループにおいては、主に営業債権、契約資産、その他の債権及びその他の金融資産が信用リスクに晒されております。当社グループは、「インダストリアルテープ事業」、「オプトロニクス事業」、「ヒューマンライフ事業」、その他に関係する事業を通じて多数の顧客に対する営業債権及び契約資産を保有しております。顧客の信用リスクを把握するため、顧客に対して回収条件及び与信限度額を設定したうえで、定期的に回収状況を把握し、遅延債権があれば理由を明確にし、適切な対策を講じております。また、日々の情報収集に加え、必要に応じ外部機関から取引先の最新の信用調査報告書を入手し、回収実績等とあわせて分析することにより、定期的に信用状況の確認を行っております。また、その他の債権及びその他の金融資産についても過去の情報や外部機関の信用調査報告等を利用し、回収可能性を検討しております。

その結果、信用状況に変化や異常があると判断された場合、もしくは契約書等により合意された支払期日に理由もなく支払いがない場合には、顧客の状況を確認し、回収条件変更やファクタリングの実施等の債権保全措置を適切に講じております。当該措置を行う際には、責任者の承認を得る体制になっております。

当社グループは、顧客の債務不履行率に関する過去の情報や外部機関の信用調査報告等を利用し、回収可能性を考慮して、売上債権及びその他の債権に対して貸倒引当金を設定しております。

また、その他の金融資産の主な内訳は預金であり、当社グループは余剰資金を金融機関に預金し、事業に係るリスクを軽減するために金融機関等が提供するデリバティブ金融商品を利用しております。当社グループは、預金及びデリバティブ金融商品に係る取引を格付けの高い金融機関とのみ行っているため、当社グループにとって、当該取引に係る現在の信用リスクは重要でないと考えております。

(c) 流動性リスク

当社グループは、短期借入金を主に運転資金の調達を目的として利用し、長期借入金を主に設備投資資金の調達を目的として利用しています。支払手形及び買掛金といった債務と合わせ、当社グループはこれらの債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されております。その流動性リスクについて、決済に必要となるキャッシュ・フローの予測計画を基に作成した適切な資金計画に沿って管理しております。

短期的な資金の調達手段である短期借入金について、当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に保つことなどにより、流動性リスクを管理しております。また、子会社で生じた資金の余剰は、グループ間で調整し効率的な資金管理を行っております。

長期的な資金の調達手段である長期借入金について、長期資金の調達の実行前に資金計画を作成し、取締役会がこれを承認します。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

公正価値の見積り

(i) 公正価値の測定方法

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について次のとおり決定しております。

(現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務、短期借入金)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は市場価格等に基づいて決定しております。

非上場株式については評価技法を利用して公正価値を決定しております。

デリバティブについては、期末日の先物為替相場に基づいて算定しております。

なお、金融商品の評価に用いる具体的な評価技法には以下のものが含まれております。

- ・類似の金融商品の取引相場価格またはディーラーによる見積り
- ・外国為替先物予約の公正価値は、期末日現在の先物為替レートをを用いて算定した価値により算定しております。
- ・上記以外の金融商品の公正価値の算定には、割引キャッシュ・フロー分析などその他の技法が用いられます。

(ii) 金融商品の帳簿価額と公正価値

各決算日における連結財政状態計算書において公正価値で測定されない金融商品の該当はありません。

(iii) 公正価値ヒエラルキー

以下の表では、公正価値で測定される金融商品に関する分析を示しております。それぞれのレベルは以下のとおり定義されています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産または負債について、直接的に観察可能なインプット（すなわち価格そのもの）または間接的に観察可能なインプット（すなわち価格そのもの）のうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

以下の表は、公正価値で測定した当社グループの資産及び負債を示したものであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
負債性金融商品に対する投資	—	—	3,305	3,305
デリバティブ	—	88	—	88
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品に対する投資	—	—	2,618	2,618
金融資産合計	—	88	5,924	6,012
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
デリバティブ	—	△319	—	△319
金融負債合計	—	△319	—	△319

当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。

7. 収益認識に関する注記

当社グループは、「インダストリアルテープ事業」、「オプトロニクス事業」及び「ヒューマンライフ事業」を主な事業としており、これらの事業においては物品販売及びライセンスビジネス（特許使用許諾や技術供与等）を行っております。

物品販売については、契約の定めに基づき顧客に物品を引渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、「ヒューマンライフ事業」における一部の医療関連材料の製造及び販売に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、製造の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、原価の発生が製造の進捗度に比例すると判断しているため、発生したコストに基づくインプット法により行っております。

ライセンスビジネスについては、契約の実質に従って履行義務が充足される時点を判断しており、サービスの提供とともに、もしくはサービスの完了時に収益を認識しております。ただし、ランニング・ロイヤリティ収入については、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

また、収益は顧客への財の移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額から、値引、割戻し等を控除後の金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1) 売上収益の分解

売上収益は製品群別及び子会社の所在地別に分解しております。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益（外部顧客からの売上収益）との関係は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	主要製品または事業	日本	米州	欧州	アジア オセアニア	計
インダストリアルテープ	基盤機能材料	106,433	32,848	39,327	186,217	364,827
	情報機能材料	14,459	—	—	370,396	384,855
オプトロニクス	回路材料	43,959	—	—	95,783	139,742
	計	58,418	—	—	466,179	524,598
ヒューマンライフ	ライフサイエンス	3,774	45,533	2	0	49,310
	メンブレン	2,725	15,014	5,012	8,984	31,736
	パーソナルケア材料	—	3,520	52,152	526	56,199
	計	6,499	64,069	57,166	9,511	137,246
その他	新規事業、その他製品	—	11	—	—	11
調整額		1,487	—	—	—	1,487
	合計	172,839	96,929	96,494	661,908	1,028,171

地域別の売上収益は、各拠点の所在地によっており、日本以外の区分に属する主な国または地域は以下のとおりであります。

米州……………米国、メキシコ、ブラジル
 欧州……………ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデン、トルコ
 アジア・オセアニア……………中国、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、香港、タイ、ベトナム

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	206,315	218,996
契約資産	4,102	12,883
契約負債	11,866	13,265

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は売上債権及びその他の債権に含まれており、契約負債はその他の流動負債に含まれております。

契約資産は「ヒューマンライフ事業」における一部の医療関連材料の製造及び販売において製造の進捗に応じて認識したものであり、履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っているまたは対価の支払期限が到来しているものであります。

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は7,652百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格はそれぞれ1,000百万円及び1,000百万円であります。当該残存履行義務は、契約上の前提条件が満たされた場合、当連結会計年度末から5年以内に収益として認識すると見込んでおります。

なお、当社グループはIFRS第15号で規定されている実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,704円17銭
基本的1株当たり当期利益	197円20銭

連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	当事業年度 (2026年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (2025年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	372,092	381,590	流動負債	266,435	244,895
現金及び預金	173,111	197,581	買掛金	52,908	52,046
受取手形	1,655	1,787	短期借入金	26,045	19,155
売掛金	116,482	107,140	未払金	43,534	40,521
商品及び製品	10,175	9,171	未払費用	13,180	13,808
仕掛品	31,533	27,001	未払法人税等	9,778	20,656
原材料及び貯蔵品	25,602	20,166	預り金	114,396	91,901
短期貸付金	0	5,753	その他	6,592	6,805
その他	14,124	13,310	固定負債	39,669	41,953
貸倒引当金	△591	△322	退職給付引当金	39,497	41,135
固定資産	467,992	442,737	受入保証金	5	204
有形固定資産	208,588	197,383	その他	167	614
建物	85,194	84,391	負債合計	306,104	286,849
構築物	5,324	4,932	純資産の部		
機械装置	83,639	73,784	株主資本	533,805	537,461
車両運搬具	768	538	資本金	26,783	26,783
工具・器具及び備品	8,473	6,632	資本剰余金	50,482	50,482
土地	13,772	13,772	資本準備金	50,482	50,482
建設仮勘定	11,416	13,332	利益剰余金	470,334	491,930
無形固定資産	8,473	8,423	利益準備金	4,095	4,095
ソフトウェア	6,420	7,611	その他利益剰余金	466,238	487,835
その他	2,052	812	固定資産圧縮積立金	1,755	1,828
投資その他の資産	250,930	236,930	別途積立金	185,000	185,000
投資有価証券	5,923	2,844	繰越利益剰余金	279,483	301,007
関係会社株式	193,229	175,756	自己株式	△13,794	△31,734
長期貸付金	14,970	21,852	評価・換算差額等	△118	△276
繰延税金資産	25,682	27,442	その他有価証券評価差額金	△118	△276
前払年金費用	7,740	7,617	新株予約権	292	292
その他	3,383	2,111	純資産合計	533,980	537,478
貸倒引当金	△0	△0	負債及び純資産合計	840,085	824,328
投資損失引当金	-	△693			
資産合計	840,085	824,328			

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	当事業年度 2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで	前事業年度 (ご参考) 2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで
売上高	576,097	598,416
売上原価	355,694	362,285
売上総利益	220,402	236,130
販売費及び一般管理費	113,880	114,116
営業利益	106,522	122,014
営業外収益	25,996	18,631
受取利息及び配当金	22,412	15,892
その他	3,584	2,739
営業外費用	7,435	9,599
支払利息	3,892	3,791
為替差損	2,433	3,895
投資損失引当金繰入額	—	693
その他	1,110	1,218
経常利益	125,083	131,046
特別利益	15	122
固定資産売却益	5	66
投資有価証券売却益	7	55
関係会社株式売却益	2	—
特別損失	3,683	10,148
固定資産除売却損	1,332	1,336
関係会社株式売却損	7	—
関係会社株式評価損	—	6,026
減損損失	1,069	2,411
投資有価証券評価損	1,273	374
税引前当期純利益	121,415	121,020
法人税、住民税及び事業税	24,139	28,783
法人税等調整額	1,686	△2,761
当期純利益	95,589	94,998

株主資本等変動計算書

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	26,783	50,482	-	50,482	4,095	1,828	185,000	301,007	491,930	△31,734	537,461
当期変動額											
剰余金の配当								△39,667	△39,667		△39,667
固定資産圧縮積立金の取崩						△72		72	-		-
当期純利益								95,589	95,589		95,589
自己株式の取得										△60,000	△60,000
自己株式の処分			19	19						402	422
自己株式の消却			△77,537	△77,537						77,537	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			77,518	77,518				△77,518	△77,518		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△72	-	△21,524	△21,596	17,939	△3,656
当期末残高	26,783	50,482	-	50,482	4,095	1,755	185,000	279,483	470,334	△13,794	533,805

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
当期首残高	△276	△276	292	537,478
当期変動額				
剰余金の配当				△39,667
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				95,589
自己株式の取得				△60,000
自己株式の処分				422
自己株式の消却				-
利益剰余金から資本 剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	157	157		157
当期変動額合計	157	157	-	△3,498
当期末残高	△118	△118	292	533,980

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は、「インダストリアルテープ事業」、「オプトロニクス事業」及び「ヒューマンライフ事業」を主な事業としており、これらの事業においては物品販売及びライセンスビジネス（特許使用許諾や技術供与等）を行っております。

物品販売については、契約の定めに基づき顧客に物品を引渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

ライセンスビジネスについては、契約の実質に従って履行義務が充足される時点を判断しており、サービスの提供とともに、もしくはサービスの完了時に収益を認識しております。ただし、ランニング・ロイヤリティ収入については、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

また、収益は顧客への財の移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額から、値引、割戻し等を控除後の金額で測定しております。

(7) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約に関して、繰延ヘッジ処理を採用しております。通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建債権債務等

3) ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクの回避を目的としております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表における注記事項と同一であるものについては、記載を省略しております。

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の回収可能性の評価

当事業年度に係る計算書類における計上額 有形固定資産208,588百万円、無形固定資産8,473百万円

(2) 繰延税金資産の回収可能性の評価

当事業年度に係る計算書類における計上額 繰延税金資産25,682百万円

(3) 関係会社株式の回収可能性の評価

① 当事業年度に係る計算書類における計上額 関係会社株式193,229百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記関係会社株式にはNitto Advanced Film Gronau GmbH株式が70,703百万円含まれております。

市場価格のない関係会社株式の評価において、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられている場合を除いて、相当の減額を行い、減損処理を行うこととしております。回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の実質価額を合理的に見積り、おおむね5年以内に実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

また、Nitto Advanced Film Gronau GmbH株式については、買取時に見込んだ超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、当該株式については、実質価額の著しい低下はないため、当事業年度において関係会社株式評価損は計上しておりません。

超過収益力の毀損の有無の検討は、連結計算書類作成におけるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストと同様に、経営者によって承認された事業計画等の見積りに基づいて行われております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(4) 退職給付引当金の測定

① 当事業年度に係る計算書類における計上額 前払年金費用7,740百万円、退職給付引当金39,497百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

1. 重要な会計方針に関する注記 (5)引当金の計上基準 退職給付引当金 を参照ください。

3. 追加情報に関する注記

(自己株式の取得)

自己株式の取得に関する事項について、「連結注記表 3.追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	511,364百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	95,121百万円
関係会社に対する長期金銭債権	14,970百万円
関係会社に対する短期金銭債務	151,461百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
関係会社に対する売上高	488,766百万円
関係会社からの仕入高	50,290百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	26,844百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式 (株)	11,826,050	21,427,900		28,254,000		4,999,950

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2025年1月27日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加
21,427,900株

主な減少数の内訳は、次のとおりであります。

2025年6月20日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の処分による減少
152,900株

2025年9月25日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少
28,101,050株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、前払年金費用、圧縮積立金等であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	792円22銭
1株当たり当期純利益	141円20銭

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Audit report

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

日 東 電 工 株 式 会 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 光 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森 本 隼 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東電工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日東電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

日東電工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井理晃 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本光弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本隼一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東電工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

日東電工株式会社 監査役会

常勤監査役 徳安 晋 ㊟

常勤監査役 高柳 敏彦 ㊟

社外監査役 小橋川 保子 ㊟

社外監査役 園 潔 ㊟

社外監査役 服部 剛 ㊟

会場ご案内図



グランフロント大阪 北館 地下2階 ナレッジキャピタル コングレクションセンター

大阪市北区大深町3番1号 電話: 06-6292-6911

JR大阪駅 (2階中央北口より 徒歩約5分)

- 2階中央北口(アトリウム広場)直通の2階連絡デッキより、グランフロント大阪南館を抜けて北館2階へ。
- 北館2階からエスカレーターにて1階へ降りて、タリーズコーヒー裏側の会場直通エスカレーターを利用し、地下2階会場までお越してください。

阪急大阪梅田駅 (茶屋町口より 徒歩約8分)

地下鉄御堂筋線梅田駅 (5番出口より 徒歩約8分)

- 各出口より、グランフロント大阪北館1階へ。
- 北館1階のタリーズコーヒー裏側の会場直通エスカレーターを利用し、地下2階会場までお越してください。

- 当日は公共交通機関をご利用ください。
- 受付は午前9時より開始いたします。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。